

令和6年度第2回社会教育委員の会議

令和6年5月24日（金）午前10時から
市役所第二庁舎 8階・801会議室

次 第

1 議題

- (1) 会議録の承認について
- (2) 管外視察研修について
- (3) 社会教育関係団体への補助金交付について
- (4) 地域文庫補助金交付について
- (5) 第5次生涯学習推進計画策定に向けての検討について
- (6) その他

2 資料

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 社会教育委員の会議会議録（令和6年度第1回） | 資料1 |
| (2) 令和6年度管外視察研修行程表（案） | 資料2 |
| (3) 令和6年度社会教育関係団体補助金交付申請一覧・要綱 | 資料3 |
| (4) 令和6年度地域文庫補助金申請内訳・要綱 | 資料4 |
| (5) 第4次小金井市生涯学習推進計画事業名・進捗状況一覧 | 資料5 |
| (6) 令和6年度社会教育委員の会議等日程 | 資料6 |

3 今後の予定

第3回社会教育委員の会議（管外視察研修）

日時：7月5日（金）午前9時から

場所：小金井市立清里山荘

第4回社会教育委員の会議

日時：8月23日（金）午前10時から

場所：市役所第二庁舎8階801会議室

令和6年度第1回社会教育委員の会議

令和6年4月19日（金）

午前10時00分開会

開催日時	令和6年4月19日	開会10時00分 閉会11時45分	
場 所	小金井市役所第二庁舎801会議室		
出席委員	議 長 笹井 宏益 副 議 長 金澤 大恵 委 員 新井 しのぶ 委 員 伊藤 安寿華 委 員 榎本 敏	委 員 北澤 隆司 委 員 國分 ひろみ 委 員 森本 榮子 委 員 小林 浩 委 員 坂野 勝一	
説明のため出席した者の職氏名	生涯学習部長 梅原 啓太郎 生涯学習課長 三浦 真 公民館長 渡邊 健介		
事務局	生涯学習係長 倉澤 淳子		
傍聴者人数	2人		

日程	議 題	
第 1	議 題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会議録の承認について (2) 生涯学習部事業に係る令和5年度総括と令和6年度の展望について (3) 社会教育関係団体の登録状況について (4) 令和6年度社会教育委員の会議の議題について (5) 令和6年度社会教育委員の会議等日程について (6) その他

三浦生涯学習課長 では、生涯学習課長でございます。皆様、改めましておはようございます。

本日、図書館長のほうがちょっと他の都合がございまして、欠席をさせていただきます。本席より皆様に御報告申し上げます。よろしく願いいたします。

なお、小学校校長会より御推薦をいただいております緑小学校の黒木先生でございますが、令和5年度をもちまして社会教育委員を退任されました。後任といたしまして、東中学校の新井校長先生を委員として委嘱させていただきます。生涯学習部長より辞令を交付いたしますので、荒井委員、恐れ入りますが、その場にて御起立いただけますでしょうか。

梅原生涯学習部長 それでは、教育長に代わりまして、委嘱状を読み上げさせていただきます。

委嘱状。新井しのぶ様。小金井市社会教育委員を委嘱する。期間、令和6年4月16日から令和7年9月8日まで。令和6年4月16日、小金井市教育委員会。

よろしく願いいたします。

新井委員 ありがとうございます。頑張ります。（拍手）よろしく願いいたします。

三浦生涯学習課長 よろしく願いいたします。

では、議長、よろしく願いいたします。

笹井議長 ありがとうございます。

それでは、新井委員のほうから、一言御挨拶いただければと思います。

新井委員 では改めまして、東中学校校長、新井と申します。このような会に出席させていただきまして、また新たに小金井のことをたくさん知ってまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

笹井議長 ありがとうございました。

 続きまして、本日は本年度第1回目の会議ということで、生涯学習部長さんから御挨拶いただいても、よろしく申し上げます。

梅原生涯学習部長 生涯学習部長の梅原と申します。今年度もよろしくお願ひいたします。

 本日はお忙しい中、社会教育委員の会議に御出席をいただき、誠にありがとうございます。今年度最初の会議となりますが、第32期のテーマ「共創の場の創出」についてなど、議論を深めてまいりたいと思いますので、今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

 最初に、4月1日付で生涯学習部管理職の人事異動がありましたので、私から紹介させていただきます。

 公民館庶務係長から昇任いたしました、公民館長の渡邊です。

渡邊公民館長 渡邊です。よろしくお願ひいたします。

梅原生涯学習部長 人事異動については以上でございます。

笹井議長 ありがとうございました。ということですので、皆さん、よろしくお願ひいたします。

 それでは議題のほうに入っていきたいと思いますが、本日この会議室の利用が、12時前に終わらせていただきたいということですので、11時45分頃をめぐりに会議を終わらせたいと思いますので、御協力よろしくお願ひいたします。

 それでは、議題(1)の会議録の承認について、事務局からお願ひいたします。

 資料の説明ですね。失礼しました。

倉澤生涯学習係長 では、議題に入る前に、事務局より配付資料の説明をさせていただきます。

 お配りしているものは、次第書と、あと2番に書かせていただいている資料、(1)から(5)までです。その他委員の皆様だけにお配りしているものとしまして、図書館だより、月刊こうみんかん、

とうきょうの地域教育、東京都社会教育審議会より出された建議の冊子、同じく東京都より、人権啓発学習資料「みんなの幸せを求めて」をお配りしております。

足りないものはございませんでしょうか。

事務局からは以上です。

笹井議長

それでは、議題のほうに入っていきたいと思います。

1の議題の(1)会議録の承認についてということで、これも事務局のほうからお願いいたします。

倉澤生涯学習係長

御説明いたします。こちらの会議録につきましては、資料1を御覧ください。こちらに令和5年度の第7回、第8回の会議録をお配りしております。皆様、事前に御確認いただき、校正をさせていただいたものです。本日この場で御承認いただいた後、公開させていただきたいと思います。

事務局からは以上です。

笹井議長

事前に皆様にお目通しいただいたと思いますが、何かお気づきの点があれば、また事務局のほうに言っていただきたいと思いますけど、よろしいですか、取りあえず御了承いただいたということで。

(「はい」の声あり)

笹井議長

では、承認ということで進めさせていただきます。

次に、議題の(2)ですね。生涯学習部事業に係る令和5年度の総括と令和6年度の展望ということで、これも部長さんのほうから。

梅原生涯学習部長

少し長くなりますので、着座にて失礼いたします。

それでは、生涯学習部の事業につきまして、令和5年度の総括と令和6年度の展望を申し上げます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が法律上の5類感染症の位置づけとなり、種々の制限等が緩和され、ようやくコロナ禍前に近い活動が再開できるようになってきました。各個別計画の取組を着実に進めるよう努めてきたところですが、目指す姿に近づくことができているのかという点から見ますと、まだまだ取組が不十分

な面もあると感じておりますので、何が足りないのかをよく認識し、改善につなげてまいりたいと思います。

詳細につきましては、今後、小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書などにより、報告させていただきたいと思います。

主な事業についてです。

放課後の子供の居場所づくりのため、段階的に拡大を図ってきた放課後子ども教室は、コーディネーターさんをはじめ、地域の多くの方に御尽力をいただき、ほぼ全ての小学校で平日の5日開催を実現することができました。

地域学校協働活動につきましては、小金井第二小学校、本町小学校、小金井第二中学校、東中学校において、それぞれ地域コーディネーターを委嘱させていただき、実施体制を構築することができました。同時に進行しているコミュニティ・スクールと連携を図り、実情に応じて実施をしていただいているところでございます。

スポーツ振興に関する事業につきましては、総合学院テクノスカレッジの体育館利用を再開したほか、新たにメガロス武蔵小金井のアリーナにおいて、バスケットボールの3×3教室を試行的に実施させていただきました。

図書館事業につきましては、国の森林環境譲与税を活用し、本館のヤングアダルトコーナー、緑分室の書架の修繕、本館参考資料室の書架の購入を行いました。

また、安全・安心なサービス提供のため、本館書架のレイアウト変更、防犯ミラーの設置や、本館の1階閲覧室、2階児童室の故障している蛍光灯のLEDへの取替えを行いました。

公民館事業につきましては、公民館緑分館と図書館緑分室の委託に向けた取組を進めるとともに、緑センター照明設備のLED化、諸室等の壁、天井のクロス及び畳の張り替え等の工事を行いました。

続きまして、令和6年度の展望についてでございます。

令和6年度は、第5次小金井市基本構想・前期基本計画の5年計画の4年目、また、第4次小金井市生涯学習推進計画の4年目に当たります。現計画の進捗を振り返りつつ、次の5年間を考え始めなければならない重要な1年と認識しており、誰もが生涯を通じて学ぶことができる環境や機会の充実に向けまして、引き続き、生涯学習推進計画の施策や事業に取り組んでまいります。令和8年度から

の第5次生涯学習推進計画の策定に向けましては、社会教育委員の皆様を活発な御議論をよろしくお願いいたします。

主な事業についてでございます。

玉川上水沿いの山桜並木、名勝小金井桜が、本年12月9日で国の名勝指定から100周年を迎えます。既に令和5年度から、市民への普及啓発を目的とし、ロゴマーク入りのステッカー、ポストカード等の作成、ポスター、リーフレットの掲出、配布を開始しているところですが、令和6年度は、記念式典、市立小中学校への山桜苗木の植樹、記念動画や特設ホームページの作成をはじめ、多くの記念事業を実施する予定としており、貴重な文化財を将来世代へと受け継いでいくきっかけとしてまいりたいと思います。

スポーツ振興につきましては、計画2年度目となります第2次小金井市スポーツ推進計画のとおり、誰もが運動、スポーツに親しむことができる環境、機会の充実に取り組めます。

学校部活動の地域連携につきましては、小金井市立学校の部活動の地域連携に関する検討委員会を開催し、部活動の地域連携に当たって必要な事項を調査、審議の上、令和7年度までに学校部活動地域連携計画を策定するよう取り組んでまいります。

図書館事業につきましては、小金井市図書館基本計画に掲げる取組の一つとして、市民利用の実態に合ったサービスを提供するため、令和6年4月1日から、図書館本館1階の開館時間を、開館日一律午後7時まで拡大いたしました。このほか、本館の雑誌架の新調、市民要望の高い閲覧席の増設など、市民サービスの向上に努めてまいります。

公民館事業につきましては、専門人材による質の高い事業の実施を目指し、令和6年4月1日から、公民館緑分館と図書館緑分室の民間委託を開始いたしました。公民館の将来像、「つどい、学び、つながる、地域の拠点（ひろば）」の実現に向けまして、地域学校協働活動への参画、使用料有料化の検討などに取り組んでまいります。

令和5年度総括と令和6年度展望については以上でございます。

笹井議長

ありがとうございました。

それでは続きまして、3番目、社会教育関係団体の登録状況についてです。これも事務局のほうからお願いいたします。

倉澤生涯学習係長 では、資料3を御覧ください。生涯学習課では、社会教育の振興を図るために、社会教育関係団体の登録という事業を行っております。小金井市社会教育関係団体登録要綱の第4条で、登録状況について社会教育委員の会議に報告しなければならないという規定がございまして、それに基づき、今回報告させていただくものです。

社会教育関係団体につきましては、3年に一度一斉に登録の更新を行っております。令和6年度がちょうど更新の時期に当たりまして、令和6年2月1日現在に登録があった団体に対しては、更新の案内通知を送付し、ほかにも市報の掲載、生涯学習課、公民館、図書館各館で申請書の配布を行いました。

その結果、78団体から登録申請がございました。うち、新規での登録があったのは2団体です。令和5年度末時点では登録数が108団体ございました。年度途中での登録も随時受け付けておりますので、登録数はあと20件程度は伸びてくるかと思いますが、全体的には登録団体件数は減少傾向と言わざるを得ない状況です。

中には、団体の会員の方が高齢になってきた等の理由で活動が続けられないので、更新はしませんというふうに御報告があった団体もございました。

また、新規の会員を積極的に募集されている団体さん等には、活動のPR用紙というのを別途御提出いただいております。いただいた団体は78団体中58団体ございまして、こちらにつきましては市のホームページにも掲載しております。あと、窓口にも閲覧用にリストをつくっております。問合せが来た場合に情報提供ができるよう、団体と市民の方をつなげていきたいというふうに考えております。

報告は以上です。

笹井議長

ありがとうございました。

それから4番目なんですけど、今日の協議題というふうになります。この資料のほうの最後から2番目の紙、2ページ目。資料4とありますが、令和6年度社会教育委員の会議の議題についてということで、テーマは「共創の場の創出」ということなんですけど、大枠としては、第4次小金井市生涯学習推進計画に示されている施策の3つの方向性、1番目、誰もが生涯学習に親しむ環境づくり、2、

地域と共につくる生涯学習、3、生涯学習のネットワークづくりということで、非常に抽象的というか、大きな大きな流れとしてこういうことが必要だろうということで計画に掲げられているんだと思いますが、これをもうちょっと論点をはっきりさせるというか、議論の切り口として、やっぱり今は居場所というものが重要になっているんじゃないかということです。

誰もが生涯学習に親しむといっても、なかなかそこに参加できないというか、いろんな事情でそれが難しい人がいて、そういう人たちにやっぱり居場所に集まってもらって、そこから、何とかな、地域での活動、あるいは市民としての活動というものにコミットしていただきたいなという思いがあって、居場所の重要性という切り口を1つ入れました。

2番目、人が集うための仕掛けということで、今もコロナ禍なんですけれども、取りあえず一段落しているという認識で、それを踏まえると、やっぱり孤独とか孤立とか、あるいはなかなか人と話す機会がないとか、そういった状況にある人が多いんじゃないかなというふうに思います。その仕掛けというのをやっぱりつくって。

もちろん人が集まる、集まらないはその人の自由なんですけど、行政としてその仕掛けをつくっていくことも大事だろうということで、どういう仕掛けをつくれればいいんだろうか。そこに人が集まって、いろいろなコミュニケーション、意見交換等をして、何か新しい価値みたいなものをつくり出していくような、そういう仕掛けはできないものだろうかということで、こういう2点目の事項を掲げてみました。

3点目は、人づくり、つながりづくり、地域づくりということで、社会教育そのものは、人づくりというか、教育だから人づくりなんですけど、そこで終わってしまっているのは地域に広がらないというか、何とかな、社会的、公共的な意味を持たないということで、人がつくられていくと同時に、そこに人がつながっていったり関わっていったり、その関わり合いの輪がどんどん広がっていくことが地域づくりだと、そういう考えで、人づくりだけにとどまらず、それがつながって、いろんな仲間と一緒に活動して、それがどんどんいろんな多様なそういうグループとか、それが地域に広がっていくことがとても大事だろうということで、これをちょっと掲げてみたわけなんです。

これについて御意見等いただきたいんですが、一応皆さん全員から今の時点でのお考え、あるいは思いついていること、あるいは御自身の御経験とかということをお話しいただきたいということで、まず順番に発言していただけないかなと思っています。今そんなことをいきなり言われてもなかなか発言できないよということであれば、ちょっと一時的に飛ばさせていただいて、また後でというのもありますけれども、そういうふうにしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

じゃ、こちら、北澤委員から勝手に、ぐるっと回るように。

北澤委員 時間をできればいただきたいです。

笹井議長 じゃ、また後で。

北澤委員 はい。

三浦生涯学習課長 議長、すみません、事務局です。生涯学習課長です。

皆さんから御発言いただく前に、資料2と3でございますけれども、先ほどちょっと議事が流れてしまったので、ここで何か皆様のほうで御質問等がありましたら挙手をいただければと思います。その後ちょっと考える時間としていただいて、皆さんのほうで回していただければと思いますが。資料2及び3につきまして何か御質問があれば、お願いいたします。

小林委員 よろしいですか。

笹井議長 小林委員、どうぞ。

小林委員 すみません、説明ありがとうございました。第4次でも地域人材の育成ということの重要性は説かれていたと思うんですが、6年度に関してはここでは説明が出ないぐらいの施策しかないのか、新しいことがないのかとか、今現状どうなっているかということをおちょっと押さえさせていただいてよろしいでしょうか。ごめんなさい、小林でした。

たしか去年は、何でしたっけ、3市協働連携でボランティアの勉

強講座を開いていると思うんですが、人材育成って大体それぐらいか、あとは中学生の薬防のボランティアとか、それぐらいかなと思っ
ているんですけど、どんな感じでしょうか。

三浦生涯学習課長 じゃ、私のほうからいいですか。すみません、生涯学習課長で
す。

多分資料2を御覧になっての御質問ということですのでよろしいです
か。

小林委員 はい、いいです。ここには載っていないので。

三浦生涯学習課長 ですよ。まず資料2でございますけれども、原則として、予
算に計上したものを載せさせていただいておりますので、ちよっ
と小林委員がおっしゃるような質的なところから拾えていないと
いうのが、この資料の実態でございます。今おっしゃられたとおり、
他の子ども家庭部さんとかがやっていたらっしゃる事業をちょっと
拾い切れていない部分があります。

小林委員 生涯学習課としてはやっていないということですね。

三浦生涯学習課長 そうということです。この資料のつくり込みとしては、そういう
御認識でお願いしたいと思います。

小林委員 分かりました。あと、すみません、もう一つ、小林でございます。

笹井議長 どうぞ。

小林委員 緑センターの運営のところ、地域学校協働活動への参画という
ことをさっき御説明されていたんですが、今の時点でどういうこと
をお考えになっているかというイメージだけでも結構ですので、教
えていただければと思います。

渡邊公民館長 公民館長です。

地域学校協働活動との連携というのは公民館としても考えてい
かなければいけないというふうに認識しておりまして、私の前任の

鈴木は、一度あれば、コーディネーターさんの会ですか、そちらのほうに出席させていただいております。

緑センターは今年度から委託しているわけですがけれども、緑センター、緑公民館、緑分館の職員とも、今後こういった形で連携が取れるのか、協力できるのか、その点からまず考えていきたいと。まずそここのところの最初の一步を、今年度踏み出していきたいと思っています。抽象的な御回答で申し訳ありません。

小林委員 小林です。いわゆるリサーチということですね。

渡邊公民館長 そうですね。まずは何ができるのか、あとはコーディネーターさんのほうからニーズを聞き出して、公民館としてできることは何なのか、そこからスタートかなと思っています。

小林委員 コーディネーターさんは緑センターだと、あの地域のコーディネーターさんという理解でよろしいですか。

渡邊公民館長 そうですね。緑小の。

小林委員 あっ、緑小のみですね。

渡邊公民館長 はい。今考えております。あまり開き過ぎちゃうと、恐らく収拾がつかなくなってしまうと思うので。

小林委員 いや、緑中とか三小もございますので、ぜひ御検討いただければと。

渡邊公民館長 はい。できるところからということで。

小林委員 私はそちらの関係者ですので、よろしく申し上げます。緑小ばかりと言わず。よろしく申し上げます。

三浦生涯学習課長 ただいまの関係で補足させていただきますと、緑小学校の校長先生と私どものほうで、ちょっとお話をさせていただいてございます。どんなことができるかというところの入り口に立っている

ところなんです、公民館のほうも今までは正規職員が緑センターにはおりましたが、ここで民間委託となりまして、運営方法がかなり大きく変わってございます。そういうところもありますので、少し時間をかけて調整していこうという段取りになってございますので、今、緑小学校さんとはいろいろお話をさせていただいているという状況でございます。

小林委員 ありがとうございます。じゃ、一言だけ付言させていただくと、仕様書にはそれは入っているわけですね、委託の。

渡邊公民館長 公民館長です。地域との連携という形では入っています。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。

笹井議長 ほかに何か御質問等ございますでしょうか。先ほどの事務局からの御説明に関して。予算の話と登録団体の話に関連して質問があればということです。よろしいですか。

社会教育というのはちょっと曖昧な言葉で、社会教育行政を指す場合と、社会教育の活動を指す場合とあるんです。予算というのは社会教育行政で使う予算なので、でも小林さんをはじめ、いろんなところでボランティアにいろんな活動が起こっているわけです。それも社会教育なんですよ。

だから予算とリンクしなくても、事業として行っている方、ボランティアさんでいろんなことやっている人たちがやっぱりいて、それをいろんな形でお金とは関係なくバックアップしていくというやり方もあるので、ぜひそういう形で三小の……。

小林委員 いや別に。

笹井議長 やっていただければというふうに思っています。

小林委員 ちょっと意識していただきたいなと思っただけでございます。そういう声は上がっていますので。学校運営協議会のほうからも、要は公民館とか児童館とか、そういったところも何か連携していかないといけないんじゃないかみたいな話がちょこっと出ておりました。

て。特に緑中なんかは、ボランティア先として何かないかなとかいう話もちよっと出ておりますので、ぜひそういったことも含め、何かちよっと視野に入れておいていただけるとありがたいなと思います。

笹井議長

ありがとうございました。

ではほかにどうでしょう。質問等ございますか。よろしいですか。

では、ないようですので、また先ほどの資料4の話に戻りたいと思います。先ほど申し上げたとおりで、今までは社会教育の伝統的な考え方というのは、地域に課題があるんでしょうと。その課題を解決するために学ぶということが大事。いろんなタイプの課題があると思うんです。それが大事という位置づけで行政の活動も行われてきた。これはすごく伝統的な考え方なんですけれども。

もう一歩進んで、課題はもちろん大事なんだけど、何かその場集まって、これは面白そうだからやってみようじゃないか、これは大変そうだったらちよっと手伝ってあげようとかと、そういうような何というか、価値をつくる、クリエートするような活動が、これからは大事になるんじゃないかなというふうに思っているんです。

課題って既存の既にある課題を探して、それをみんなで考えて解決する。これはもちろん大事なことは大事なんですけど、小金井のようにすごく都市化が進んでいるところでは、いろんな考え方が当然あるわけですし、また思わぬところでいろんな出会いがあって、思わぬつながりができるということもありますので、共創という、これは最近ビジネスの世界でもよく使われるんですが、共に価値をつくる、クリエートするところのほうをもう少し強調して、そういうようなことで、社会教育の行政としての関係づくりとか、あるいは社会教育に関わる我々、あるいは団体、グループ、サークル、そういう人たちの取組といたしまししょうか、そういうものとして、この共創というものを考えていかないとというふうに考えたわけです。ちよっと説明が不十分で申し訳なかったんですが。

先ほど申し上げたとおり、北澤委員がちよっと一時的にパスということなので。

北澤委員

北澤です。1つ確認したいのですが、この第4次というのはいつまでになるんですか、年度でいくと。

倉澤生涯学習係長 令和7年度末までです。

北澤委員 7年度末。そうすると、我々は2年でしたっけ。

笹井議長 任期が？

北澤委員 任期の中で、その4次のこの内容に沿った形で何か考え出すというか、議論するというのでしょうか。

笹井議長 それはむしろ次の計画に向けて、どういう玉というんでしょうか、活動が大事になるのかとか、どういう行政的な措置が大事になるのかということをやっていければなというふうに思って。もちろんこの切り口というのは、4次の計画の中のこういう側面から焦点を当てたらどうなんだ、居場所の問題と捉えたらどうだろうかということであってただけなんですけど、でもそこから得られる方針、方向というのは、やっぱり5次のほうで、玉？ 玉って変な言い方なんですけど、重要項目としていけたらなというふうに考えてはいるんです。

ちょっと先の話になりますけど、5次の計画の議論も近い将来するというような予定を聞いていますので、そこに至って、じゃ、どういうふうにつくったらいいのか、どういう玉を入れたらいいのかというときに、この会議でこういう議論があったよねとか、こういう方向性が示されたよねとか、こういう活動って重要じゃない？ という指摘があったよねというようなことがあればいいなと思ってはいるんです。

北澤委員 ありがとうございます。だとするならば、先ほど事務局のほうから、学校の放課後の何とかというのが普及しましたよとか進みましたよという部分と、あとは多分何も進んでいない部分も当然あるのかなという中で、4次のまとめとして、最低限これはクリアなのか何なのかとかというところで、やるべきところをどこに絞るのかという。

その4次に沿った形であるならば、それをさらに充実させるのか、それとも、ここをちょっとやっていないから、もうちょっとやらなきゃ駄目だよねとなるのかどうかというところは、やっぱり4次を

ベースに切り分けて検証したほうがいいのかなというふうに私は思います。

笹井議長

おっしゃることはよく分かるんですけども、その第4次計画のいろんな活動や事業の成果の評価というのは実は相当難しくて、例えば先ほどお話がありましたように、あれだけの登録団体が何か活動しているわけです。

これってどう評価するのとか、その評価のときの指標はどうなるのとか、すごく難しいところがあって、それは、手続的にはそういうようなことをやらなきゃいけないだろうと、おっしゃるとおり思うんですが、それはそれとして、今むしろ新しいタイプでこういうことが大事になっているということが分かると、実はこういうことをやっている団体もあったんだけど、いまいちやっていないよねということもある。そういうふうにしていくと、第5次の方向が見えてくるんじゃないかなと思っています。

例えばこの登録は、社会教育関係団体としてもこれだけの数があり、そのほかにもボランティアのいろんな社会教育関係の活動を、小林さんじゃないけど、やっている方がたくさんいらっしゃると思うんです。その主なものだけでも——というのは変な言い方なんですけど——評価するのは、すごく実は難しい話で、そういうプロセスはやっぱり必要なのかなと思いますが、今の段階でそれをやるのはなかなか難しいと思います。

なので、新しい発想で新しい方向性ということで、取りあえず出していただいて、それは実は昔からやっているじゃん、でもうまくいっていないとか、昔からやっていて、これからもっともっと大事になるじゃんとかいうようなことが見えてくると、第5次の玉というか、重要項目としてできるんじゃないかなと思っています。

その第5次の計画策定がもう少し後になるという話は予定として聞いているんですが、そのときに何らかの評価といたら大げさかもしれないんですけど、第4次の総括というんでしょうか、そういうことはやっぱり必要だろうなというふうに思います。

ですから、失礼な言い方になるかもしれませんが、北澤さんが知っている範囲内で、これはちょっとうまくいっていないけどすごく大事だからこれからもどんどん、第5次に入れるかどうかは別にしても、その重要性を強調していただけるとありがたいなというふう

に思います。

北澤委員 いや、それであるならば、やっぱり私は一応所属の登録手話通訳という団体がベースにあるので、いろんな事業の端々に、私が主に関わっているのは聴覚障害の方ですけれども、いろんな障害の方をどの事業にも、そこはかませていただきたいというか。

笹井議長 その視点を入れるということですか。

北澤委員 ええ、そうです、そうです。さらには、今すごく障害の、何というのですか、カテゴリーみたいな部分から、本当に見て分かる障害だけではない、精神のところだったり、発達だったり、いろんな側面がすごく出てくる中で、それはジェンダーも含めてだと思いうのですけれども、私としてはどこの切り口にも、やっぱりそのこの視点が含まれてほしいなというふうには願っているところです。

笹井議長 ありがとうございます。取りあえず今の時点で結構ですから。また後でいろいろ。
それでは恐縮ですが、榎本委員はいかがですか。

榎本委員 榎本です。急に言われてというか、何せ経験が浅いものですから。
この3つのうち、人が集うための仕掛けというところがちょっと気になりました。先日の打合せ会で公民館と図書館の在り方みたいなことを話しましたが、そのとき私は申し上げたんですが、公民館と図書館を合体してやれば人が集まる施設になるんじゃないかなと。特にイメージ的に言いますけど、公民館というのは高齢者が集まる場所なんです。

どうしてもそういう環境になっている。図書館というのは学校の延長のような形で、行くと子供さんが多いですね。大人はあまり来ないです。そうすると、今、年齢別な分断というんですか。高齢者さんでいいんですか、言い方としては。高齢者さんと壮年者、成人、それから子供という分け方をすると、高齢者と成人の間はつながっていますよね。もちろん親と子供はつながっています。でも、何というんですか、世帯分離の中で言うと、高齢者と子供が繋がっていない。

高齢者の知識と経験は捨てておけないものがあります。実例を言いますと、私は今74ですけど、僕は孫はたくさんいるので。でもめげずに孫を呼び出して説教しています。1つのテーマで説教するんですけど。で、聞かせるんです。分かったかと言うと、うん、分かったと言うんです。そこで何言ったか言ってごらんと、はっ？ とか言う。それを3回繰り返します。また別の日に、もう3回やります。そうすると覚えます。

子供の教育というのはそういうところがあって、覚えてほしいことは1回言ったって。交通安全教室が一番いい例なんですけど、交通安全教室で習いますよね。で、分かったかと言うと、分かりました。それで子供が覚えるんだと、みんな天才になります。やっぱり継続的なことが必要で。

そこで元に戻ります。人が集うための仕掛け、仕組みというのは、今言ったように、利用する世帯の年齢層が違うものを合体することで、一番のお役所が問題になる縦割り社会、縦割りの制度が、一つ解消できるということになります。

それから無駄な設備が。無駄なのか、有効なのか、それとも不足なのか分からんけれども、目的の中で統合できることで資産の有効活用はできる。

もっと言うならば、最近役所さんに印鑑証明等を取りにいかななくても、コンビニで取れるようになってますね。住民票も。でも結構複雑なんです。そうすると、その公民館と図書館はみんな目的があって行くんですけども、そういったその印鑑証明、それから住民票等の必要なものをそこに設置すれば、人が集う仕組みの中では、わざわざ市役所に行かなくてもすぐそこでいける。

行けば本がある、行けば誰かがいるという形であれば、どのような形でやるかは別にして、人が集うための仕組み。そこにコミュニケーションが生まれて、いろんなアイデアとか、それから子供にとっては、こんなのが大人だねと。今、子供たちにとって大人は親しか知らないわけです。よその親は。今、世間的には、よその大人に叱られた経験もないし、そういう子供が多いとすれば、その3世代が集まれる仕組みをつくることは、これにとって大切なことかなと、今ふとというか、前の打合せのときそう思ったので、ちょっと思っています。

ほかの部分、居場所の重要性や人づくりというのは、人が集まる

ことで人づくりもできるし、居場所も考えられるとすれば、まず人が集う仕組みについては、今、身近なところで特別なことをしなくてもできるのは、公民館と図書館を合体したような施設にすることで、集まる理由は少し増えるんじゃないかというふうに思いました。以上です。

笹井議長 複合化という、そういう施設も複合化していく方向も見ながら。

榎本委員 複合化というと縦割りなんだよね。これとこれとガッチャンするでしょう。それは複合化じゃなくて、やめて新しくするというほうが、イメージとしては僕のイメージ。役所の考え方で言うと、これとこれと一緒にするからガッチャンすると、人が余りますよね。余ると、それはいいことなんです。

でも、その余った人をどうするんですかといったら、配置転換しないで、新しいところをつくと、新しい分野に人を入れていって雇っちゃうみたいなところは、過去の中で言うとそういう動きだった。そうじゃなくて、これはもう一緒にしちゃうという考え方でいけば、別の問題だと思うんです。

僕はそういう意味でちょっと変わった人間なんですけど、役所さんが新しい分野をつくと、新しい分野に人をぽんと入れるわけです。じゃ、配置転換すればいいじゃないか。民間というのはそうですよね。民間って100人で運営している分野に1つ物を入れると、新しくその1つの分野を増やすために人を雇ったりしません。そこでやりくりします。こういうことをやっぱりやっていることで、無駄をなくしたり、それから有効な活用ができるから。

そうすると、僕は公民館って利用したことはないです。図書館はあります。でも実際問題、世間的に言えば、あまり利用されていないようなところじゃないかなというふうに思います。それを利用できる形をつくるには、そういったことで、あまり特定の中でこだわると、あまり活性化できないんだというふうには思います。

以上です。

笹井議長 分かりました。

坂野委員 議長。

笹井議長 質問ですか。

坂野委員 質問です。

お話ありがとうございました。図書館と公民館の融合の話だと思いますけど、図書館の点について、1つちょっとコメントさせてください、今日、図書館長がいないので。貫井北分室というのがあります。あそこに35席、席があります。その状況で、今のお話ですと若い方というんですが、図書館協議会等はその逆の方向に動いていきました。若い生徒や学生は使わないでほしいということで。これは1だけコメントしておきます。

貫井北町はちょうど10年前にできましたけど、私はこれまで900回利用して状況をよく知っているんですけども、時期によって学生が9割以上を占めていて一般の人が座れないことがあって困るという状況をずっと訴えてきました。これは図書館協議会の別の委員の方も困るということを書いていまして、今日内田館長がいないので理由をお聞きできないんですが、去年の春ぐらいから大きく変わっています。学生ではなくて一般の方の利用が増えています。明らかに増えています。

北澤委員 いいことですよね。

坂野委員 ええ。それはいいことなんです。学生のほうについては、公民館、貫井北分館のほうが、空き室をどうぞお使いください、夏は暑いですからということをやっています。そのようにこの2館がちょうどうまく分けられたところなので、ぜひこれを継続してほしいです。図書館はやはりみんなが——みんなって一般の人、若い人を含めて、成人を含めて、本を広げて、メモを取りながらやるということ、実際その方向に進んできていますので、ぜひ御覧いただければと思いますので。

今日は図書館長はいないですけども、その政策がうまくいっている途中であるということで、ちょっとコメントしておきたいと思います。

以上です。

笹井議長

ありがとうございます。
それでは伊藤委員、いかがですか。

伊藤委員

伊藤です。

何かいろんなことがあるような、まとまらないような感じですが、北澤さんとか榎本さんとかの話を聞いていると、ああ、なるほどななんていろいろ思うんですけども、さっきの榎本さんの話とか、坂野さんの話を伺うと、やっぱり場所が絶対的に少ないのかなとちょっと思いました。

何かふらっと行って、ふらっと過ごせる場所というのが少ないので、例えば図書館でいろんな世代の人が、席の取り合いと言うとあれですけど、そういうふうになって、誰かがたくさん使っちゃうと誰かが使えないみたいなことが起きているのかなというのをちょっと思ったりしました。すみません、何か感想みたいになっちゃうんですけど。

あと、北澤さんがおっしゃっていた、その第4次の検証というところでちょっと思ったのは、やっぱり次を考えるに当たって、今までやっているからやるみたいな。PTAとかもそうなんですけど、今までやっているから何かやるみたいなことじゃなくて、ここの場で、これからの時代、こういうことって必要だよねといったところから、今やっていることの見直しができたらいいなというふうに思いました。

本当に今やっていることで何か、おっしゃっていましたが、うまく生かされていないことも、実は必要なことかもしれないし、でもそれは、初めにできたとき、例えば30年前とか40年前に立ち上がったときとまた別の価値がついて、別のやり方が見つかっていくだろうなと思うので、そういうところでは今まであったものもうまく生かしつつ、でも生かすときに、新しく必要なものというのを考えながら、今あるものもうまく利用していけたらいいなと思いました。

以上です。

笹井議長

ありがとうございました。

では、今日いらして突然になるわけですが、思うところがあれば。新井委員、よろしいですか。

新井委員

ありがとうございます。新井です。

人が集うための仕掛けづくりということに関しては実は、本校はコミュニティ・スクールを去年から立ち上げまして、いろいろ人材募集とかを地域コーディネーターの方にやっていただいて、御苦労をかけているんですけども、なかなか集まらないというのが実際のところなんです。なので、学校としてもなかなか敷居が高いんだなということを感じているところです。

なので、何というんですか、学校として何をしていけばいいのかというのを。本当はウエルカムで、いつでも、もうどなたでも学校に来てください、そこを使ってくださいみたいなのがあればいいかなとも思うんですけど、実際防犯上とかを考えるとそういうわけにもいきませんし。

何か、私は中学校ですので、中学校として人が集うための仕掛けは、どういうふうにしていけばいいのかなというのを考えたいと思います。そうすると、変な話ですけど、ボランティアの方にも来ていただけるようになるでしょうし、また逆に子供たちを派遣するという交流が生まれてくると思うんです。その元のところの仕組みをちょっと考えていかなきゃいけないなと改めて思いました。

何かいい案というのが全然出てこなくて申し訳ないんですけども。何かありそうで出てこないのがさっきからもやもやするので申し訳ないんですけども、いろいろお知恵を貸していただければと思います。

笹井議長

学校でボランティアされている方もいらっしゃいますから。

新井委員

ああ、そうですか。

笹井議長

その辺からいろいろお知恵を出していただければと思います。

新井委員

はい。すみません、まとまりませんが。

笹井議長

分かりました。
じゃ、金澤副議長。

金澤委員 金澤です。テーマについて。

笹井議長 はい、はい。

金澤委員 テーマ「共創の場の創出」というところで、私の理解でございますが、一緒に創造できる場所、場面をという解釈を今のところしております。そういったときに場所とか場面というのは、特定するのは難しいのかなというふうに感じております。現在の国内外の世界では紛争地域など大変な状況下にある場合もあるので、その場所というところは、ネットかもしれませんし、リアルかもしれませんけれども、どちらでもいいのではないかなという気もしております。

先ほど来、皆さまのご意見の中には、人がふらっと集まれる場所がちょっと少ない感じもするということですか、あるいは、いざコーディネーターとして募集すると、集まらないよとか、全て人のことですけれども、矛盾があるというか、あれっ、人いるのかな、でも集めようとするといないなというようなことがあるのかもしれないと思うので、何か魅力的なことが掲げられることがあったらいいのかな。

では、その魅力的なことは何なのかというと、世代や性別や環境やバックグラウンド、様々なことによって魅力的なこと自体が違ってくるといふふうに思うのです。ですので、特定するのはすごく難しいとは思っております。このテーマをいただいてからいろいろ考えておりますが、個人的には一部の事業が食に関係してありまして、心身の健康が魅力的なことを見つける力にもなるかもしれませんし、何かそういうふうに紐づけられないかと考えております。

最近よく取り上げられている起立性調節障害は、皆様お聞きのところがあると思いますけれども、調べたところ原因は、体質など遺伝的な要素やホルモンバランスですとか、学校とか、友達、勉強、精神的なストレスも挙げられるということで、主に10代の方の発症が多いと聞きました。

私たちは24時間、電子機器から逃れられない生活環境が今あって、そのことから、私たち働いている人たちも忙しいので、私もそうですが、ちょっとレトルトに頼るといふことがある。レトルト食品を温めるために電子レンジを利用する、そこでマイクロ波で食材の分子構造が変わって、そういうものを食べた子供たちが少なから

ずその影響を受けているのではとか、いろいろネットには書かれていることがございました。

また、他の地域をいろいろ調べてみました。八王子市に滝山ネイチャークラブというのがありました。まず子供たちが自然と触れ合う。泥んこになってもいいよ。これは行動習慣をいろいろ自分で形成するということと、人生を楽しむ思考と態度を身につける。そして多様な人とも関わる。人を助けたりとかということでしょうか。そういうのを目的としているそうです。

ですので、食べ物を見直したり、自然と対話して、人とは直接お会いして、そうすると気づきがあって、そこで化学反応みたいなことが起きて、ネットでしかお会いしていなかった方と実際会ったら、あっ、何てすてきな方なのかしらなんて思って。それは音とか振動とかその空気とか様々な具体的な要因で、新しい価値を創造し得るかもしれないのかなというふうに思いました。

ですので、その一緒に創造できる場所と場面を、という共創の場の創出が、子供たちとか私たち、関わる全ての人たちがハッピーな生涯学習につながるように、社会教育委員の一員として、限られる期間を努力させていただきたいと思います。

以上です。

笹井議長

ありがとうございました。

ちょっと私も議長の立場から1つだけ。やっぱり人の集まる場というのをつくっていくことは必要で、日本の施設って、さっきの榎本委員の話じゃないですけども、本を借りたいから図書館へとか、こういう活動をしたいから公民館へとか、目的がまずあって、その目的が自分の意向と合致したらそこを使うという、何というか、目的別で施設があるんです。特に公共施設はみんなそうなっていて。お隣の武蔵野プレイスだとかフリーに使えるのはありますけど。

そういうことも踏まえて、何とかな、脱目的型の場というんでしょうか、そういうものができたらいいなと。みんなが集まればいいんじゃないか。コミュニティーカフェという、何だかぶらっと行ってみて、そこで話があって、今度こういうことをやってみたら面白い、あそこが困っているから助けてやろうぜみたいな話にならないかなと思っているんです。ですから日本社会って全部縦割り

になっている。さっきの話じゃないけど。

社会的に。市民のそういう場でも縦割りになっていて、ここは町内会専用だから、行っちゃいけないのでそこは使えないとか、ここはこの団体専用だと。そういうのはもちろんあっていいんですよ。世の中全体が縦割りになっている。でも、そうじゃなくて目的型ではない、脱目的型のフリーに集まれて、何かすごく気軽にコミュニケーションできるような場というのが必要で、新しい価値みたいなので、そういうところじゃないと生まれてこないんじゃないかなと。

目的があると、どうしても目的に引っ張られる活動になっちゃうような気がするんです。それももちろん大事なことなんだけど、もっとそれぞれの隙間にあるようなものの中から新しいものが生まれてくればと思うので、そういうのはできないかなというふうに思っています。その意味では、バーチャルなサイバー空間での場というのは、一つの手がかりになるのではないかなと思っています。

ちょっと余談になりますが、僕が行っている床屋は……。すみません。記録を取ってもらってもいいんですが、インスタグラムをやっていて、それで、インスタグラム上にナイキの靴のコミュニティーってあるんです。それでナイキの靴が好きな人と。いろんなのがあって、ポルシェのコミュニティーとかあるんです。皆さん、日本中の地域関係なくて集まって、今度この靴を買ったんだとか、この靴を履いて桜を見に行ったりとか、そんなことどうでもいいじゃんと思うんですけれども、そういうのを喜んでコミュニケーションしているんです。

その彼がこの間、オフ会をやったんですよと床屋に行ったとき言われて、オフ会って池袋で。だからオンの世界というのはバーチャルなんです。たまたまオフで近くにいる人がリアルで集まって、飲み会をやったという話で、それが楽しくてしょうがないと言っているんです。そういうものというのは、バーチャルはバーチャルで、地域というか、距離的な限界とか時間的な限界を超え得る可能性を持っているので、そういうので集まって。

でもバーチャルとコミュニティーってやっぱりデータ化の部分があって、情報量が全部行き渡らないんです。それがリアルで、オフ会と言うのか何か知らないけど、もう少しどんどん関係が深まるようなものができると、何かそれが地域づくりというか、市民活動

というか、そこにも反映してくるんじゃないか。ナイキの靴はちょっといいのかどうか分かりませんが、そういうのがあるんじゃないかなと思いました。今思っているのはそういうことです。ありがとうございました。自分で言うのも変ですけど。

では、國分委員、お願いします。

國分委員

國分です。

いろいろ参考になります。それで、新井校長の関係で。

新井委員

はい。

國分委員

ちょっと最近町内会の回覧で回ってきたんですけど、私は南中のほうなんです。前原町に住んでいて。ボランティア募集でいろんな講師、何か教える人とか、いろんな種類のものがあって、あまりよく見ていないんですけど、そういう活動もされているんだなと思って、ちょっと関心を持っています。

それから、ちょっと焦点がはっきりしないかもしれないんですけど、私としては、一応小金井の社会教育というのは、やっぱり小金井の特色をまずまとめるというか。例えば今、名勝小金井桜で、12月に何か式典だか祭典があるようなんですけども、そういうときにやっぱり行政と、今文化協会が中心になってやるのかなと思いますが、そういうのを打ち出すときに、いろんな団体も、全員がどうということもないんですけど、何か参加していくような形とか、そういうのも欲しいなと思います。

それで今ある文化財、だから桜とか、ほかのいろんな施設、博物館、文化センター、いろいろあると思うんです。繊維博物館とか。江戸東京たてもの園というのは、要するに小金井市のものじゃないでしょうけど、そういうあるものを何か活用して、そういうところでイベントをやるとか、そういうことも行政も力を入れてほしいなというのがあります。

それから市民活動の関係ですかね。えにえにマップ。

小林委員

ここねっとですね。子育て・子育て支援ネットワークがやっている。

國分委員 ええ、それで居場所に関してのいろんな情報が出ていますよね。

小林委員 子供向けですよ。

國分委員 だからそれを大人のえにえにマップをつくらとか。あと、こがねい伝言板というのものもあるから、そういうあるものをまずどんどん活用していきたいというのは考えます。

それから人材発掘をもうちょっと整理してというか、いろんな人が小金井市に住んでいるはずなので、そういう人のマップというか何かつくって、ちょっとその辺も。ちょっとその人たちの活動のことも知らせてほしいということもあって。生涯学習センターがありませんから、建物はないけど、生涯学習課でそういうことをまとめていってほしいみたいなのがあるんです。分かりますか。

小林委員 いわゆるちょっとコーディネートですよ。

國分委員 コーディネートしてほしい。まず何しろ1つ言いたい、強調したいのは、小金井市の文化財を活用した、小金井市らしい生涯学習をつくりたいということです。分かりますか。

笹井議長 分かります。

國分委員 以上で。

笹井議長 ありがとうございます。もちろん今の段階のでいいですから、また後であれば。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは小林委員。

小林委員 なるべく短くするようにします。

先生の3つのポイントに関しては僕も大賛成なんですけれども、ただ皆さん、事務方の皆さんも含めて、考え方のポイントとして、ここは変えたほうがいいんじゃないかというところだけちょっと提示したいなと思っていまして、やっぱり地域社会がすごく変わってきていると。昔は地域同士でしがらみやら責任感やらでつながっていた人たちが、学びの機会を与えられたら、当然地域のことは自

分事ですから、何とかしようぜと動き出すわけですよ。

つまり学びの機会を与えれば、そのまま世の中が動いていた、地域が動いていた。いわゆる戦後の高度成長期ぐらいまではそうだと思うんですけど、今こうやって流入人口が増えてきて、人々がしがらみとか責任感嫌だよねと。PTAだってもう全然、ボランティアを集めたって一人も集まらなくなっている状況で、さて、じゃ、集まってボランティアを募集してと。皆さん、何か集まらないということをちょこちょこ言っていましたよね。

ということは、伊藤さんがおっしゃっていたように、前年度踏襲でやっていたらもうアウトだよと。違うんじゃないの、どこが違うからこういうことをやらなきゃいけないんじゃないのという視点が必要じゃないかなというところがあります。

あともう一つは、やっぱり皆さん、サービス社会に慣れてきているので、自分たちの地域のことは、誰かが何とかしてくれる。俺が関わらなくても誰かが何とかしてくれるよねと。ボランティアに熱心な人がいるし、小金井市は何かやっているから、あの団体の人とかあの団体の方は多分仕事でやっているじゃねえのみたいな。おやじの会もそう言われていますけれども。

そういう意識で、いわゆる自分はサービスを享受するだけ、乗るだけという形で参加されているわけです。ということは、居場所に行こうがイベントを幾ら開こうが、人々はつながらない。だって人ごとですから。子供が楽しんで帰ればいいし、自分は、ああ、知識が増したなと思って、いわゆる公民館の講座に行っ、あ、私はちょっと賢くなったよなとって帰る。

これ以上何かやろうという、いわゆる主体性が引き出されていないというか、逆に何か自分事化して、地域のことも考えなきゃいけないし、今の世の中のことも考えなきゃいけないしと。そこは責任感じゃなくて、何かやらなきゃ駄目だなと思う部分と、ただ責任感でやるのはしんどい。なので、ちょっとこれは面白そうだな、一緒にやったら俺もこの一員になれて、メンバーシップも味わえるし、何かいいよなというところの目線をつくっていく、仕掛けていくということが必要ではないかなと思っています。

だからその分断を何とかしなきゃいけない、集まる場所を何とかしなきゃいけないというところも僕はよく分かるので、そここのところで、集まったら、じゃ、何するのというところでいくと、人と

人をつなげたり、例えばですけど、仲よくやっている皆さんのところに新しい人が来ました。ああ、いらっしやいとちゃんとコーディネートしたり、こうやってその人のことも見ながらやる、ファシリテーターというか、そういった人と人をつなげる方が必要ではないかなと。

ただ今回、提供しているだけですよね。恐らく今委託でやっているのも、講座をやってください、以上、みたいな感じじゃないですか。それじゃ、いつまでたってもつながらないですよね。だって図書館にいっぱい人が集まっていたって、一人一人全然つながっていないです。雑談していますから。たまにはできるかもしれないけど。

それは組織的に意図的にやらないと駄目じゃないかなというので、今その社会教育で、そういう人がつながっていないよ、つなげようよとやっているところは、大体いわゆるコミュニティーワーカーとか、コミュニティーでやるコーディネーターとかという方々がいるわけなんですけれども、放課後のセンターはそこまで能力はないです。そういう勉強もしていないし、そういう専門的なこともやっていないので。そういう方を1人雇って、そういうことをやっていくというところがそろそろ自治体で出て始めているということもあるので。放課後のコーディネーターさんにそれをやれと言ったらすごく酷な話なので。

そういったこともちょっと含めて、僕はさっき、人づくりはどうなっているんですかということをお尋ねしたんですけれども、そこは僕が一番気にしているところだからです。要は人と人をつなげることをやってくださる方がいるのか。今自発的にやってくださっている方はいますが、いかんせん、別にその単なるおじさんですから。じゃ、そういった方々のことを聞いてやろうかという人たちが何人出てくるのかということもちょっとあって。

そういった意味で、先生のおっしゃるポイントというのは大事なんですけれども、そこに必ずコーディネーターとか人々の主体性を引き出す仕掛けみたいなものも絶対に必要だよなと。ただ提供しただけで人々がつながって勝手に動いてくれるって、もう思わないほうがいいだろうという前提で、第5次は考えないといけないなと、私は思っております。

以上です。

笹井議長

ありがとうございました。

それでは、坂野委員、お願いします。

坂野委員

大きく2つの観点から意見を述べさせていただきます。1つは小金井市の社会教育についてです。もう一つは今回のテーマについてです。

生涯学習推進計画を討議する上で、私の立場も皆さんの立場も社会教育委員ということですが、小金井市には社会教育の教育目標はありません。御覧いただければ分かりますけど、あるのは学校教育と生涯学習です。これが非常に不思議で、何でないんだろうかと。社会教育の小金井市の目標、これをきちんと書いてほしいということです。生涯学習計画第4次の5ページ、下から11行目にも、社会教育からの視点と書いてあるんですが、これは議事録を見ても何を言っているのか分かりません。それは当然だと思います。社会教育の目標がありませんから。

ありませんから、じゃ、これでいいかというよくないというのが、これは実践面になるんですけども、じゃ、公民館を見てください。という、公民館運営審議会というのがありますが、委員の発言の中に、やはり習い事のサークルが多くて困るという趣旨があったと思うんですけども、確かに生涯学習計画の観点から見ると習い事はそれでいいんです。それで、団体が活動していけばいいんですが、社会教育の観点から見るとそれは違うだろう、それは十分じゃないだろうということです。それもあって構わないけれども十分ではないということです。

ただこの発言をちょっと考えて見ますと、先ほども表がありましたけれども、社会教育関係団体で公民館長から話がありましたように、PRの書類があったので、目を通して見ました。やはり習い事だけではなくこれは社会教育の範疇に入るなと思うものも確かにありまして、それがどれだけ貢献してくれるかということだとは思いますが、問題はサークル化のほうです。

サークル化して内向きになってしまっていて終わってしまうというのは社会教育では許されないはずなんです。社会に貢献するためというのがその意味であって、大きく言えば教育基本法第1条があるわけです。平等で民主的な社会、国家を形成するというわけで、形成しなきゃいけないんですけども、サークル化するだけとそれが

それにつながってこないんです。

これを何とかしたいということで、やっぱり見てみると、公民館のほうも何もやっていないわけじゃないんです。むしろよくやっていると思います。小金井市公民館中長期計画というのが令和3年に出ています。これは25ページぐらいの冊子なのですが、本文の一番最後に、社会教育関係団体の活動を公民館が支持していくとありますがありますので、これはやはり社会教育の観点で活動を広げていくとし、公民館が支援するんだという趣旨だと思います。

この会合のときには、ここにいらっしゃる國分さんが審議会委員でいらっしゃったようではございますけれども、これはそのとおりに思いますが、現実には習い事中心になっている。これは社会教育という観点で見てもまずいだろうというのを、この社会教育委員の立場でぜひ議論したいということです。

それから、この社会教育の観点で、市長側はどうやっているかという、市長側は、市民が社会教育を受けて、市民として立派な見解を持つことを前提にしています。その明らかなものがまちづくり条例です。ここでまちづくり条例というのは2006年に小金井市でつくられたものなのですが、これはほかのまちの条例と違います。全く違います。非常に見事なものです。ほかのまちの条例を御存じの方は、読み始めて恐らく3秒で、これはとって驚くと思います。前文があるからです。2分ぐらい読み進めて、第3条があってもっとびっくりすると思います。そこに書いてあるのが、市民、事業者、それから市が頑張るやいなさいと書いてある努力規定なんですけれども、そこには7つの項目が挙がっている中に、小金井市の歴史、文化、自然、それからにぎわい等を考慮してまちづくりを進めてほしいと書いてあるんです。事業者、それから市の職員にはこれは無理です。事業者はどこまでいっても利益を追求します。それから市の職員は六百五、六十人いると思いますけれども、7割以上が小金井市に住んでいません。小金井市にいるときはオフィスの中だけです。

したがって例えば、小金井市の住民には分かりますけれども、小金井の花の桜がまちのあちこちに咲いて散っていきます。これを知っているのは市民です。皆さんの身の回りにもたくさんあると思います。私の周りにもたくさんあります。それから文化で言えば、正月に例えば貫井雛子が門付をやってくるということ。それから自然

で言えば、雨の日、冬の日、風の日です。それから生き物で言えばハクビシンが走り回っているとか、それからにぎわいで言えば土日のにぎわいというのはもう身にしみて感じていらっしゃるかと思えます。このにぎわいについて言うと、ここ30年ぐらい、私は三十数年住んでいますけれども、前半は衰退していく一途でした。これは御存じの方は分かると思えます。

そういうことを知っているのは市民だけですから、まちづくりを進めていく上で市民の意見というのは非常に重要になってくるんですが、市民は手をこまねいていてこれが分かるわけじゃありません。歴史、文化、それから自然等について、教育し、教えてもらう、学ばなきゃいけない。そのための社会教育だよということで、まちづくり条例をつくった市のほうはそれを期待していると思えます。

これだけに限りません。この点は私も調べていなくてよく分からないんですが、小金井市協働推進基本指針というのがあります。書いてあるとおり、名前のおりで、市民と協働して市政をやっていきましょうということです。この中に教育が出てこないのが不思議なんですけれども。市のほうははっきりそれを推進しています。市民参加推進会議もそうですし、それから市長の言葉、市長がいろんな会議に出てしゃべっている言葉は、またいずれのこの中でぜひ御紹介したいと思えますけれども、市のほうはしっかりやっているわけです。どう見てもしっかりやっている。

なのに教育委員会のほうは、社会教育というのを全然分からないままに置いてある。進んでいないならばということで、まず目標をつくる、かつ目標をつくって実態的なものを見直すことを進めていって、ぜひ小金井市の社会教育というのを、社会教育委員として、その観点から評価したいというふうに思います。

それから、大きく2点目、テーマについてですが、私はちょっと「共創の場の創出」は幾つかの点で分からない点がありまして、今日どなたかおっしゃっていますが、共創するのは誰ですかということです。誰が主語ですかということです。それが後ろで創出という動詞でつながってきますけど、それは行政、教育委員会ですか、それとも各人ですかということです。

それを創出するという動詞になっていますが、創出というよりも、初めてつくるというよりも、既に出来上がっているものがたくさんありますので、それを生かすというほうが先じゃないですか。何か

新しいものをつくって、それで出来上がったというふうに結果を見るのはいいですけども、既にたくさんものがあります。それらが今言ったように、習い事にほぼ集中しているんだったら、それを方向修正して、社会教育の方向に持っていくということが、生涯学習の場においても必要だと思います。

この「共創の場の創出」という言葉は、この「創」という字が重なっているのも非常に気になるんです。「創」というのは創業、創作と同じように初めてつくるという意味ですから、何で「創」が2つ重なっているかよく分からないんですが、この点はちょっと疑問に感じていますので、議論したいと思います。

それから「場」ですけども、今、金澤さんもおっしゃってましたけれども、今あるこの場と呼ばれる中に、既にもうバーチャルは入っているんです。私はもう今年70歳になりますけれども、子供のときにテレビが来ました。バーチャルの典型例です。今の居間の中にテレビがないと不思議に思いますよね。多分若い世代から見ると、インターネットがない部屋というのは、それは多分場所じゃない、「場」じゃないと思います。そういう世代に入っていますから、バーチャルとリアルというのは、これは一体として見なきゃいけない。その感覚が分からない人間というのは、それはやっぱり古い人間だと思います。

そういうバーチャルが入った中で、じゃ、バーチャルってどんなものかというのと、今、笹井先生がおっしゃったことと、私は逆の意見を持っているんですが、バーチャルの環境では詳しいことが言えます。バーチャルっていろんな資料を見ながら、同時にできるんです。けれども、それをリアルでやろうと思ったら、この場もそうですが、時間制限等あって、あるいは発言の同時性もあって、制約されます。バーチャルは同時にいろんな資料を見ながらできます。

じゃ、オフというか、実際のリアルはどうなのかというのと、それは諸資料を置いておいて、人間を見る場です。これは重要ですけども全く別物だということで、リアルの場でいろんな資料説明をワンセットでしようと思えば、これはほとんど不可能です。よく言われるように、日本で一番民主的に会議が進められて終わるのは小学校のクラス会だというぐらいで、これは非常に難しいと思います。成人になればなるほど、言うことがたくさんありますから。

だからそういうもの、バーチャルとリアルが一体になったものが

「場」だとの認識で、ぜひ進めていくべきだというふうに思います。

それから、ここに書いてある3つの施策の方向性ですが、前回も言いましたが、これは何度読んでも日本語になっていないので分かりません。一番気になるのがネットワークづくりなんですけど、第4次に書いてある十数行、これは日本語になっていませんから、意味が分かりません。ネットワークづくりというと、これは明らかに行政、教育委員会側の行動ですので、これを明確にして、第5次につなげていきたい。それが本当にできているのか。できていないということがあれば、それは一体なぜなのかということです。

形式的な人のつながり、場をつくる、と言いますけれども、それは全体の目的から言うと中間項にすぎません。人が集まりました、じゃ、どうするんですか。場はつくりました、で、どうするんですかというのが本当の目標なんです。人がつながって、人の場をつくって、じゃ、ちょうどいいやと教育勅語を復活させ、修身教育をやるということも可能なわけです。だけどそこはそうじゃないと。今は非常に露骨なことを言いましたけど、じゃ、ジャパンファーストで愛国心を養うようなことをやりましょうという方向に、人が集まって、場をつくってやることも、これは可能なわけです。だけど、それも社会教育から見るとちょっと問題がありますねということで、議論がされないと生涯学習は完結しません。

あるいは生涯学習推進計画というふうに書いてありますけれども、第4次においては施策リストにするのであれば、タイトルを変えるのであれば、それで結構だと思います。生涯学習推進施策リスト、それで結構だと思います。もし計画として何らかの目標を明確に盛り込みたいのであれば、細部のところまで目標が生きるような形で、第5次を検討し構成をつくっていききたいと思います。

最後、1つだけ付け加えます。前回、第4次について欠陥があるというふうに非難しまして、私はその立場を崩していません。この理由をちょっと調べ続けたんですけれども、残っている議事録から見ますと、当時事務局のほうから、原案、あるいは素案というものがあって、これを基に話してくださいということで、社会教育委員の発言が制限されています。この原案というのが、支援業者も入ってつくったものらしいんですけど、その段階のものを見ていませんけれども、おおよそ日本語になっていない、主語と述語が合わないとかという文章であったんだろうと推測されます。これは今回、第5

次をやる上では避けたいということです。

第4次の目標はありません。したがって、第3次に戻ったほうがいいと思うんです。第3次の計画時の目標は明確です。日本語になっています。我々社会教育委員として、今後第5次に向かっていく上で、そういうプロセス、ツールについても事前に議論できればなというふうに思っております。

以上です。

笹井議長

ありがとうございました。貴重な御指摘だと思います。

ちょっと1つだけ。社会教育法には、社会教育というのはレクリエーションを含むと書いてあるんです。だから、地域の深刻な課題の解決の学びだけじゃなくて、レクリエーション、例えばボーイスカウトのキャンプというのも社会教育の典型的な活動と言われてますし、あるいは囲碁教室、それから将棋教室とかというのも社会教育の活動だと言われているので、その辺はちょっと誤解のないようにしたいと思います。

坂野委員

誤解はしていません。繰り返しますが、それが大半になっているということです。

小林委員

だけじゃ困るよねという言い方ですよ。

坂野委員

だけになっているという発言があったわけです。

小林委員

それじゃつまらないかと。

坂野委員

この委員会での話題でも同様な観点があるということなんです。じゃ、市政側が先に言ったような要求しているものに答える体制になっているかと。この生涯学習計画の1つ上に、基本構想ってありますね。基本構想ではまさに基本たるべく市民参加が非常に重要なはずなんです。2,000通のアンケートを送って、返ってきているのはわずか31%です。これ自体問題ですよ。そういう観点なんです。

さっき小林さんがおっしゃったように、みんながやる気になって

いないといけない。社会教育の観点で見て、みんなが、じゃ、こうやって意見を言おう、せっかくアンケートを送っているのにと、そういうところが肝心であるはず。これはもう出発点がそういう状況ですから、大きく問題だと。例えばこのアンケートを高めていくにはどうしたらいいかとかいう議論も、当然あってしかるべきだということを行っています。

笹井議長

分かりました。

じゃ、ちょっと続けて、森本さん、お願いします。

森本委員

すでにたくさんの御意見が挙がっていますが、いろんな場面で皆さんのお話の中に出てきておりますので、重なるかと思えます。私は、今3期目になります。その辺の経過があつて、このときはこうだったみたいなのが浮かんできます。

施策の年度評価についても、A B C Dでチェックしたりしてきましたが、実際にこの判定の効果はどうかという思いもありました。今4次の施策を土台にして固めて、次のステップにということで、先ほど議長さんから、ここで、皆さんひとり一人話してくださいということでした。それにつきましては、市内にはいろんな施設もあるけれども、今ばらばらというイメージも持っています。またコーディネーターのような役割も必要だということも伝わってきております。

今期の、「共創の場の創出」ということの1、2、3の中で、今、居場所の重要性ということにつながれば、そこはとても大事なところで、私たち委員がもっとよく知る必要があるのではないかと感じており、活動そのものの、実際の動きをもっと知る必要があると感じています。またコーディネーターについても状況の把握が必要と思っています。

私たち委員はどんなことをしていく役だろうかと考えたりもしています。昨年、この場で委員何人かと、それぞれの意見を出す場がありました。私たちはどこまで具体的に関わっていったらいいんだろうかということでお話ししたことがあります。

もっともこの実際の活動そのもの、どんなコーディネーターがされているとか、もっとこうあるべきでないかというのを、具体的にPTAの方とか学校とか、つなげてくださっている人たちに対

してお話を聞くとか、社会教育委員として、こんなだからといって一緒に1つの物事をつくっていくようなことが必要ではないかと質問したことがありました。

その返答は、社会教育委員というのはここまでのことなので、そういうことに関わるまではないということでした。それでは、私たちは何を見て何を考えて社会教育委員の役割を果たしていったらいいのかという思いがありましたので一番印象に残っているところです。

ここで今、一人一人がいろんな思いといろんな考えを持って、とてもいい案が出てきて、頭の中はいっぱいなんですけれども、それをもう一步進めて、クリエイトの活動をしていくと、先ほど議長さんがおっしゃったように、そこにどういうふうにして持っていくかという、そこが大事ということでしょうか。ですから今のような話をベースにして、いろいろ組み立てて、具体的になっていくと良いと思います。

社会教育委員はここまでだよといっても、ここまでの考え方もいろいろあると思うし、本当にそれでいいのかなどというのもあるので、そういうところが突破できて、実際に具体化していくという方法ができればと感じています。

そしてコーディネーターも、よくそちらの方たちは活動して、いろんな方にお声をかけて、たくさんの形はできているのも見えるんですけれども、今こういう場になると、いやいや、まだまだだよというので、まだまだだからもう一步もっと進めるにはというような話をするのには、現場を知らなければ分からないですよ。私たちの勉強はどういうふうにあるべきかというか、そういうことも考えながらいかなければいけないかなと思っています。

今日のたくさんの御意見をどこかで考えていただいて、招集をかけていただきたくお願いします。

一つ一つをそんな形で持っていかないと、5年目、6年目ですから。そういうところをととても感じておりますので、そのところをもう一步進んでというところを、ぜひここで形にしていけたらいいのではないかなと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

笹井議長

ありがとうございました。議長としては重い宿題をいただいたよ

うな気がします。

一巡お話しいただいたんですけれども、例えば北澤委員とか、中途半端になってしまいましたけど、何かおっしゃりたいことがあれば。

北澤委員 いやいや、私はもう大体十分です。

笹井議長 ほかはどうでしょうか。何かありますか。

小林委員 すみません、ちょっとさっき無目的で出会うと。居場所の話で。

笹井議長 脱目的で。

小林委員 目的がなくてもというのがあって、そういうので言うと、ちょっと今、TOKYO PLAYさんというところがやっているやつだと、渋谷でもよくやっているんですけれども、道端をうまく運動場に利用して、みんなで遊んでいると。通りがかりのお年寄りとか、いろんな人が、何しているの？ というので交流が生まれているというのがあって。

偶然会う。公園でやっている、公園に行く人しか来ないんだけど、道でやっている、偶然会うみたいな話があって、実はそれはロンドンでそういうのをやっている人たちがいて、今ロンドンは届出を1年に1回出せば、1年間で、毎回決まった時間2時間だけ道路を閉鎖していいよという決まりがもうできていて、そこで皆さんいろいろ持ち出してきて、近所の人たちと、いろんな世代の人たちが集まってわいわいやるというのを、今やっぺらっして、何かそういうのをやりたいとやっているのがTOKYO PLAYさんなんですけど、何かそういう乗りのところがあるといいなと思っています。

私は放課後カフェで、緑中でやっているんですけど、やっぱり何か勉強会をやりまうとか、自主学習をやりまうという、誰も来ないです。俺、ばかじゃないからとか、プライドがあるから。だから何かちょっと遊んでおいてよとか、ちょっと1人で休んでいてよとかと言って、ちょっと飲物も用意しておくと、50人だったり、100人だったり、わいわい来てやっていると。

そこで顔がつながっていくということをやっているんですけど、やっぱりそういう目的で行政さんは多分予算を出したりとか、何かやっているの、そこをどう民間のほうでうまく変換して、こっちもこっちもいいですよというふうに持っていけるようになればいいのかなと。

今、福祉のほうでサロン基金で出ているんですけど、放課後はこっちで出ているんですが、そのどっちかしかもらえないみたいなところもあって、そういうのもちょっとあるよねと。だから福祉と社会教育でというところもちょっとありますし、そういったものもちょっとあるよなというのは、先生のおっしゃったことでちょっと思いましたということです。ちょっと単なる事例ですけども。

笹井議長

ありがとうございます。

私はこの間ちょっと用事があって、横浜市青葉区の青葉区役所に行ったら、区役所でももちろんその市民サービス、住民票とか何かを取るというスペースがあるんですけども、ロビーにピアノが置いてあるんです。グランドピアノが置いてあって。熱帯魚の水槽も置いてあるんです。子供たちが見るような絵本の書棚があるんです。

ロビーが何か公民館みたいになっていて、丸椅子、丸ソファーが置いてあって、お昼頃になると地域のお母さんと子供が、区役所に用事がないんだけど、お弁当を食べに来る。お弁当オーケーなんです。散らかしても構わないとなっていて。で、おにぎりを食べて、座って、子供は絵本とか読んでいてというような、すごく面白いスペースになっている。だから既存の施設でも、ちょっと運用を変えれば、そういうことができるのかなと思っています。

図書館なんかでも、今はやっている、蔦屋なんかスターバックスと一緒にやってという。本を読みながらコーヒーが飲めるという感じになっているんですけど、何かもっとそういうようなカジュアルな場というのも必要かなと思って、ちょっと申し上げたんです。

今日いろいろ御意見いただいて、まさにいろんな多様な御意見をいただいて。ただ前期の、今の4次の計画の総括はやっぱり必要じゃないかなというふうに御意見いただいたので、ちょっとそれをどういう形で進めて、どのタイミングでやるのかということも含めて、今日出た意見を整理させていただいて、次回また皆さんにお示ししていきたいというふうに思っています。

かなりたくさんのお意見をいただいたんですが、それをいろんな種類というか、カテゴライズして、それと第4次の計画の4事業と少しタイアップさせてみると、進んでいるのか、進んでいないのか、新しいアイデアが分かってくると思うんです。そんなことも考えたいと思います。いずれにしてもちょっと考えさせていただいて、また事務局とも相談させていただきたいと思います。

ちょっと長くなっちゃったんですけど、令和6年度社会教育委員の会議等の日程という(5)の議題なんですが、これについてはいかがでしょうか。ちょっと説明していただけますか。

倉澤生涯学習係長 議題(5)ですね。日程についてということで、資料5を御覧ください。前回の会場でつけていたものとほとんど同じです。変わったところは、7月5日の管外視察がまだちょっとバスの関係で仮となっておりますが、こちらは予約が取れましたので、この日に決定させていただきます。次回5月の会議のほうで出欠を取らせていただきたいと思いますので、御検討しておいていただければと思います。

あとは、一番下、その他のところで、先日の会議で御意見いただいた二十歳を祝う会です。課題というふうに、全員の皆様へ出席依頼を毎年させていただいておりますので、そちらを日程のほうに追加させていただいております。こちらでもまた時期になりましたら、こちらから御依頼させていただきますので、都合がつけば御出席していただきたいと思います。

あと日程のつながりで、その後の3番の今後の予定のところにも行かせていただきますが、前日になって申し訳ございません。明日、東京都市町村社会教育委員連絡協議会の定期総会が、調布市、たづくりのくすのきホールで行われます。こちらは事前に参加していただける委員の方の御出席を取っておりますので、直接会場に午後1時にお越しいただければと思います。出席と出していただいていたけど、やっぱり行けなかったり、予定に御変更があったら、会議後に教えていただければと思います。

定例の会議は、第2回、5月24日金曜日、午前10時からこちらの会場で行う予定ですので、こちらも併せてよろしく願いいたします。

議題(5)については以上です。

坂野委員 質問があります。

笹井議長 どうぞ。

坂野委員 コロナ禍前には、3者合同会議とは別に、3者懇懇親会のようなものがあつたと思うんですが、そういうものは予定されていませんか。これは報酬が出るわけじゃないんだけど、3者が本当に自由に話し合っているというので、先ほどの放課後カフェの話じゃないですが、本当に集まって、さすがに酒は出ないですけども、自由に話すと、結構コミュニケーションが高まります。それは復活しないんでしょうかという質問です。

三浦生涯学習課長 生涯学習課長です。

坂野委員がおっしゃっているのは、この資料5のところの表の中の1番、6、7、8回のいずれかの会議は3者合同会議となりますというところではなく。

坂野委員 ではなくですね。それとは違って。

三浦生涯学習課長 オフでやっていらっしゃったということですね。

坂野委員 はい。でも開催場所はこの801会議室で、ここの予定に書いておくことです。

三浦生涯学習課長 ちょっと確認させていただきます。すみません、次回までに回答させていただきますので、今日は持ち帰ります。申し訳ございません。

笹井議長 ということで、今日全体を通してもし何か御質問、御意見がありましたら、委員の方、いかがでしょうか。

坂野委員 全体になるかどうか分からないですけども、前回、公民館の有料化の件で、公民館長がこのときいらっしゃらなかったのも、その経緯とか。

渡邊公民館長　　これから報告させていただきます。議題（６）でいこうと思っていたので。

坂野委員　　そうなんですね。

笹井議長　　それでは、ちょうどよかったですね。館長、よろしくお願ひします。

渡邊公民館長　　公民館長です。公民館の有料化の検討状況について、社会教育委員の会議の場に情報を共有するよう伺っておりますので、簡単に現状について御報告させていただきます。

公民館施設の有料化については、平成２２年の第３次行財政改革大綱に位置づけられて以降、複数回公民館の審議会において議論を行ってきたものの、現段階で導入には至っておりません。現在公民館運営審議会では、前期の審議会から提出されました公民館の施設使用料の設定に係る申し送り書、それから小金井市受益者負担基準等に基づき、公民館の施設使用料の導入に向けた協議を行っているところです。

前回の公民館運営審議会は４月１７日に開催されましたが、その中では主に減免対象の範囲について協議を行っております。今後は、具体的な使用料の徴収方法等について協議を行っていただく予定となっております。検討状況につきましては、引き続き社会教育委員の会議の場にも報告させていただきたいと考えております。

報告は以上です。

笹井議長　　ありがとうございました。

坂野委員、それでよろしいですか。

坂野委員　　１つだけ手短かにコメントしておく、有料化した場合に、今度新福祉会館等ができる、と競合が増えます。新福祉会館の設備も非常に優秀で、駅からシャトルバスも出るかもしれないということで、公民館の利用が減ると思います。そうすると、今６０％のものがさらに厳しい利用状況になるかもしれない中で、先ほど言いましたように、習い事以外のものはどうなるんだろうかという不安がありまし

て、さすがに公民館が衰えていくと、社会教育に与える影響は大きいと思うので、そこら辺をどのように今後事前分析されていくのか、単価だけじゃなくて。それにちょっと関心がありますので、適時御報告いただければということで、我々としても聞いていきたいということでございます。

以上です。

笹井議長

ありがとうございます。

ということで、ちょうど予定した時間になりましたので、本日の社会教育委員の会議はこれにて終わりにさせていただきたいと思っております。皆さん、御協力ありがとうございました。

— 了 —

資料2

令和6年度 社会教育委員の会議視察研修 行程表（案）

日付 令和6年7月5日（金）

時間	場所	
9：00	小金井市役所本庁舎 駐車場 （中央道府中スマート → 須玉インター）	集合・出発
12：00～14：00	小金井市立清里山荘 施設・設備及び周辺環境の視察 （中央道須玉インター → 府中スマート）	昼食・現場視察 説明及び質疑応答
17：00（予定）	小金井市役所本庁舎 駐車場	到着・解散

※日当1,800円をお支払いします。

※昼食代として1,000円の実費負担をお願いします。

資料3-1

令和6年度第2回
社会教育委員の会議

令和6年5月24日
生涯学習部生涯学習課

令和6年度社会教育関係団体補助金交付申請一覧

(単位：円)

団体名	補助対象事業	事業予算額	補助対象経費	申請額	交付予定額	登録後1年以上の実績	これまでの交付回数(交付年度)
黄金ネットワーク(障がい児の父親の会)	第24回クリスマス会	174,500	97,500	20,000	20,000	有	4回 (H30、R1、R4、R5)
風ぐるま	第4回風ぐるま朗読会	325,000	82,000	30,000	30,000	有	2回(R3、R5)
聞いてきいての会	聞いてきいての会朗読発表会	100,000	100,000	30,000	30,000	有	3回(R2、R3、R5)
一般社団法人はじめてピアノの会	ピアノ大好き名曲レクチャーコンサート	84,000	84,000	30,000	30,000	有	2回(R4、R5)
cocone(小金井ひきこもり家族会)	臨床心理士を迎えた学習会	40,000	40,000	20,000	20,000	有	なし
計			403,500	130,000	130,000		

(単位：円)

団体名	補助対象事業	事業予算額	補助対象経費	申請額	交付予定額
小金井市立小中学校PTA連合会	児童生徒の健全育成及び環境整備	624,806	624,806	150,000	150,000
小金井市スカウト協議会	小金井市スカウト協議会運営	166,300	166,300	34,300	34,300
計			791,106	184,300	184,300

○小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱

平成12年 6 月 1 日制定

改正

平成13年 4 月 1 日

平成16年 6 月11日

小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱

小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱（昭和57年 4 月 1 日制定）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、小金井市補助金等交付規則（平成12年規則第27号。以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、社会教育関係団体の行う事業の経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第 2 条 補助の対象となる団体は、小金井市社会教育関係団体登録要綱（昭和57年 3 月 1 日制定）の規定に基づき小金井市社会教育関係団体として登録してから 1 年以上の実績を持ち、かつ、構成員の 2 分の 1 以上の者が市内に在住、在勤又は在学している団体（以下「団体」という。）とする。

（補助対象事業）

第 3 条 補助の対象となる事業は、原則として社会教育を主たる目的とし、かつ、一般市民を対象にした事業で、おおむね次に掲げるものとする。

- （1） 各種講演会、講習会、大会等の事業
- （2） スポーツ、レクリエーション等の事業
- （3） 芸能文化活動等の事業
- （4） 調査研究の発表事業及び資料作成事業
- （5） その他社会教育の振興に必要と認められる事業

2 前項の補助対象事業は、1 団体につき年間 1 事業とし、5 回の補助を限度として見直しを行うものとする。ただし、政治、宗教及び営利活動は補助の対象としない。

（補助対象経費）

第 4 条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- （1） 報償費（謝礼）
- （2） 消耗品費
- （3） 印刷製本費
- （4） 役務費（通信運搬費）
- （5） 使用料及び賃借料
- （6） その他必要と認めたもの

（補助金交付額）

第 5 条 補助金は、予算の範囲内において補助対象経費の 2 分の 1 を限度として交付する。

（補助事業の実施期間）

第 6 条 補助事業の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとする。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする団体は、当該年度の 4 月30日までに社会教育関係団体補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- （1） 補助事業等計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の前年度の活動報告書
- (4) 補助金の交付を受けようとする年度の前々年度の収支決算書
- (5) 会報又はそれに準ずる機関紙等
- (6) その他必要書類
(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請書に係る補助金の交付が規則第3条に定める基本原則及び法令等の規定に違反していないか、補助事業の目的及び内容が適正であるか金額の算定に誤りがないか等を調査し、社会教育委員の会議の意見を聴いた上で、補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができるものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することと決定したときは社会教育関係団体補助金交付決定通知書(様式第2号)により、又は補助金を交付しないことと決定したときは社会教育関係団体補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに当該団体に通知しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金等の交付を決定した場合において、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情変更により特別の必要が生じたときには、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(団体の責務)

第11条 団体は、補助金の交付の決定の内容及び条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

- 2 補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、市長が調査の必要があると認めるときは、団体は補助事業に係る帳簿その他の資料を提示し、又は内容を報告しなければならない。
- 3 団体は、市長又は監査委員の監査に応じなければならない。

(計画変更の承認等)

第12条 団体が補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に補助事業等計画変更申請書(様式第4号)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受けたときは、承認の可否を決定し、補助事業等計画変更(承認・不承認)決定通知書(様式第5号)により、団体に通知しなければならない。

(事故報告)

第13条 団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を調査し、団体に対して必要な指示をしなければならない。

(実績報告書)

第14条 団体は、補助事業完了後2か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後1か月以内のいずれか早い時期までに補助事業等実績報告書(様式第6号)に事業報告書、収支決算書及び関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認め

たときは、提出期限を延長することができる。

(実績報告書の審査等)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査しなければならない。

2 前項の規定による審査及び調査等により、補助金の交付内容及び交付条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、団体に社会教育関係団体補助金確定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。この場合において精算金の返還が生じたときは、市長は返還期限を定めて団体に返還を請求しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを団体に命ずることができる。

(交付の決定の取消し)

第17条 市長は、団体が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、団体について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により取消しをした場合は、社会教育関係団体補助金交付決定取消（全部・一部）通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還期限を定めて社会教育関係団体補助金返還命令書（様式第9号）により返還を命じなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 団体が補助事業により取得し、又は効用を増加した次の各号に掲げる財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 工作物、機械及び器具で、市長が指定するもの

(3) 前2号のほか、特に市長が認めるもの

(関係書類の保管)

第20条 市長は、団体に対して、収入、支出その他の関係書類を、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初めから起算して5年間を限度として保管を義務付けることができる。

資料 4 - 1

令和 6 年度 第 2 回
社会教育委員の会議資料

令和 6 年 5 月 2 4 日
生涯学習部 図書館

令和 6 年度 地域文庫補助金交付内訳

団 体 名	団体の目的	補助対象事業	交 付 額	根 拠 規 定
小金井市子ども文庫 サークル連絡会	子どもたちが、本を読む 楽しさ、おはなしを聞く 喜びを知って豊かな心 が育って欲しいと願い 学習をして、活動をす る。	子どもと本を結ぶ事業	30,000円	小金井市地域文庫 補助金交付要綱

○小金井市地域文庫補助金交付要綱

小金井市地域文庫補助金交付要綱

平成12年10月11日

制定

小金井市地域文庫補助金交付要綱（昭和62年12月11日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、小金井市補助金等交付規則（平成12年規則第27号。以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、地域文庫に対して事業の経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第2条 補助対象となる地域文庫は、図書及び読書に関する研究、調査、相談、講習その他の活動のための各種事業を行うことによって、地域社会に奉仕する団体（以下「団体」という。）をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助対象となる事業は、前条で掲げる図書活動を主な目的とした事業とする。ただし、政治、宗教及び営利活動は補助の対象としない。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費（謝礼）
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 役務費（通信運搬費）
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) その他市長が必要と認めるもの

（補助金交付額）

第5条 補助金は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1を限度として交付する。

（補助事業の実施期間）

第6条 補助事業の実施期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、地域文庫補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 補助事業等計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款又は規約
- (4) 団体役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請書に係る補助金の交付が法令等の規定に違反していないか、補助事業の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

2 市長は、補助金を交付することと決定したときは、地域文庫補助金交付決定通知書（様式第2号）により、又は補助金を交付しないことと決定したときは、地域文庫補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに当該団体に通知しなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち

既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業者の責務)

第11条 補助対象となる事業を行う団体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の内容及び条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、市長が調査の必要があると認めたときは、補助事業者は補助事業に係る帳簿その他の資料を提示し、又は内容を報告しなければならない。

3 補助事業者は、市長又は監査委員の監査に応じなければならない。

(計画変更の承認等)

第12条 補助事業者が補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ地域文庫補助事業計画変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受けたときは、承認の可否を決定し、地域文庫補助事業計画変更（承認・不承認）決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知しなければならない。

(事故報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を調査し、補助事業者に対して必要な指示をしなければならない。

(実績報告書)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、2か月以内に地域文庫補助事業実績報告書（様式第6号）に事業報告書、収支決算書及び関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、提出期限を延長することができる。

(実績報告書の審査等)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査しなければならない。

2 前項の規定による審査及び調査等により、補助金の交付内容及び交付条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に地域文庫補助金確定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。この場合において、精算金の返還が生じたときは、市長は返還期限を定めて補助事業者に返還を請求しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを補助事業者に命ずることができる。

(交付の決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業者について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により取消しをした場合は、地域文庫補助金交付決定取消（全部・一部）通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還期限を定めて地域文庫補助金返還命令書（様式第9号）により返還を命じなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した次の各号に掲げる財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して5年を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 工作物、機械及び器具で、市長が指定するもの
- (3) 前2号のほか、特に市長が認めるもの
(関係書類の保管)

第20条 補助事業者は、収入、支出その他の関係書類を5年間保管しなければならない。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成12年10月11日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正前の小金井市地域文庫補助金交付要綱（昭和62年12月11日制定）によって行われた補助金の申請及び決定は、この要綱による改正後の小金井市地域文庫補助金交付要綱に基づいて行ったものとみなす。

様式第1号

(第7条関係)

様式第1号(裏面)

様式第2号

(第9条関係)

様式第3号

(第9条関係)

様式第4号

(第12条関係)

様式第5号

(第12条関係)

様式第6号

(第14条関係)

様式第6号(裏面)

様式第7号

(第15条関係)

様式第8号

(第17条関係)

様式第9号

(第18条関係)

施策の方向性	施策の柱	主な施策	事業名	主な内容	評価する事業(指標)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績
1 誰もが生涯学習に親しむ環境づくり	1-1 0歳から始まる生涯学習	(1) 乳幼児やその保護者等を対象とした講座や体験機会の充実	両親学級母性科	妊婦とそのパートナーを対象とした妊娠・出産・育児についての知識・技術を学ぶ教室の開催	両親学級	267人	152人	204人
			両親学級育児科	子どもの月齢に合う関わり方や遊び方、栄養指導の情報提供等の教室の開催	①エンジェル教室(5か月児) ②カルガモ教室(10か月～1歳2か月児)	①202人 ②82人	①244人 ②82人	①304人 ②112人
			母親セミナー、乳幼児講座等	児童館にて母親セミナー、乳幼児講座等の開催	子育て相談会・講習会・各種行事及び子育てセミナー参加人数	2,765人	4,495人	4,520人
			父親講座等	育児知識や関わり方の具体的な体験を学ぶ父親講座や父子での遊びや交流の場を提供	①父親講座 年1回 ②おとうさんと遊ぼう 月1回	①8人 ②70人	①7人 ②140人	①7人 ②232人
			ブックスタート	3～4か月児健診時、ブックスタート事業の紹介を通して、親子が触れ合うことの意義をボランティアが説明	ブックスタート事業	143人	291人	919人
			幼児グループ活動	2・3歳児の子どもたちの集団体験と保護者が共に考える場	幼児グループ参加人数	3,746人	5,094人	4850人
			親子収穫体験	親子を対象とした市内産農産物の収穫体験	収穫体験の参加者数	0人	60人	65人
			おはなし会(☆)	絵本や物語の世界に親しんでもらい、図書館へ来館する習慣づけとなるよう、おはなし会を定期的実施	おはなし会参加人数(乳幼児向けおはなし会、本館、東分室)	—	4回/35人	10回/114人
			おはなし会ほか(☆)	図書への興味を持ってもらうため読み聞かせや、おはなし会ほか、各種親子交流事業の実施	子育てひろば・乳幼児のつどい・その他乳幼児向け事業参加人数	18,825人	22,002人	18,135人
					ひろば内での遊びのプログラムとして、読み聞かせや紙芝居を実施	17人/2回	36人/3回	82人/7回
			青少年のための科学の祭典(☆)	青少年に科学に親しんでもらうため、科学技術等の分野の実験や工作を一堂に集めたイベントを実施	夏休み生徒作品展来場者数	368人	263人	405人
			子ども家庭支援センター事業(☆)	子どもに関する相談窓口の設置。子育てひろばにおける親子に向けた居場所の提供と事業を実施	①総合相談事業 ②親子あそびひろば事業	①延べ相談件数：4,414件 ②利用者数：10,133人	①延べ相談件数：5,429件 ②利用者数：10,441人	①延べ相談件数：5,452件 ②利用者数：14,133人
			子育て情報の提供(☆)	市報、ホームページ、子育てに関する総合冊子を活用するほか、民間の子育て支援サイト「のびのびー!」と連携し、子育て情報を提供	—	—	—	—
			(2) 子ども・青少年の居場所や体験機会の提供	家庭教育学級	P T Aと連携し、親子で様々な学習をしたり、保護者を対象とした子どもに関する講演会を開催	講座開催学校数	3校	11校
	思春期子育て講座	P T Aと連携し、思春期の子どもを持つ保護者等を対象とした子育て講座を開催		講座開催学校数	3校	7校	10校	
	校庭開放	児童・生徒及び幼児の安全な遊び場として、土日等に市立小学校の校庭を開放		遊び場開放の開放日数	0日	0日	0日	
	多世代が参加する講座の開催	子ども体験講座や、子ども囲碁教室など、多世代が交流しつつ、地域での居場所を持つ講座を実施		青少年教育事業・世代間交流の推進(講座回数)	6回	7回	6回	
	学童収穫体験	市立小学生による市内産農産物の収穫体験		収穫体験の参加者数	1,690人	1,763人	1,915人	
	消費者スクール	消費者教育を行うため、市内学校で消費者スクールを実施		消費者スクール参加人数	276人	987人	748人	
	児童館事業	児童館において各種事業の実施		来館者人数	51,840人	70,090人	70,990人	
	移動児童館(わんぱく号)等	移動児童館による子どもたちの自然体験を目的とした野外出の実施		参加人数	210人	291人	277人	
	体験講座等	児童館における野外事業わんぱく団、夏期クラブ、体験講座事業等の実施		わんぱく団及び小学生以上対象事業参加人数	3,980人	5,573人	5,959人	
	冒険遊び場事業	「子どもが自由な発想で自由に遊べる」冒険遊び場(プレーパーク)事業の実施		参加人数	5,434人	10,678人	11,944人	
	子ども緑日	児童館における子ども緑日等の実施		参加人数	0人	266人	286人	
	市民まつり子ども部門行事	市民まつり子ども部門として、子ども緑日等を開催		参加人数	0人	0人	0人	
	子ども週間行事	子ども週間(5/1～7)に子どもたちの健やかな成長を願う行事を実施		参加人数	0人	0人	1,164人	
	中高生企画行事等	中高生を対象とした行事の開催、児童館行事のボランティア活動	中高生対象事業参加人数	533人	914人	855人		
意見箱の設置	児童館4館にそれぞれ意見箱を設置し、各館で事業に反映	意見箱投書数	277件	105件	92件			
清里山荘自然体験等(☆)	自然環境の中で心身共に健全な育成を図ることを目的とした宿泊施設。自然体験教室、バスツアー等を実施	天体教室参加者数	14人(1回)	167人(6回)	104人(4回)			
スポーツ開放事業(☆)	有効的な事業実施の検討及びプール無料開放の実施	スポーツ開放校事業参加者数 プール無料開放(指定管理者)参加者数	396人(19回) 1,564人	1,337人(64回) 774人	3,392人(145回) 1,849人			
学校訪問(☆)	図書館職員が市立小学校を訪問し、小学1年生に図書館についての説明会を実施	参加人数	856人	1,150人	1,067人			
図書館事業	個人への図書の貸出のほか、学校や団体への貸出、おはなし会等のイベントの実施	図書の個人貸出、団体貸出、おはなし会等のイベントの実施が内容のため、1-2(4)で評価する	—	—	—			
公民館事業	市民や団体への生涯学習の拠点として、公民館各館において貸館事業を実施	子ども体験講座(講座回数)	4回	4回	4回			
おはなし会ほか(☆)	図書への興味を持ってもらうため読み聞かせや、おはなし会ほか、各種親子交流事業の実施	子育てひろば・乳幼児のつどい・その他乳幼児向け事業参加人数	18,825人	22,002人	18,135人			
新春たこあげ大会(☆)	日本の伝統的な遊びであるたこあげの伝統を、子ども同士・家族の交流等を目的として実施	参加人数	0人	340人	346人			
青少年のための科学の祭典(☆)	青少年に科学に親しんでもらうため、科学技術等の分野の実験や工作を一堂に集めたイベントを実施	夏休み生徒作品展来場者数	368人	263人	405人			

施策の方向性	施策の柱	主な施策	事業名	主な内容	評価する事業（指標）	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績
			子ども環境ワークショップ	小学生を対象に、環境に関するテーマについて親子参加型のワークショップを開催し、日頃の生活の中で、環境保全を意識した行動につなげる環境啓発を実施	子ども環境ワークショップ	—	2回	6回
1-2 人生100年時代を楽しむ生涯学習の推進 子どもから高齢者まで	(3) 幅広い世代に向けた学習機会の充実	市総合防災訓練	防災意識の向上、実際の震災対応に向けた総合防災訓練の実施	訓練参加者数	縮小開催 176人	中止	中止	875人
		防災講習会	防災力向上のための防災講習会の実施	講習会参加者数	中止	中止	中止	31人
		市民防犯講習会	防犯意識の向上のための講習会の開催	講習会参加者数	中止	中止	中止	中止
		交通安全の推進	交通安全推進のための春・秋の交通安全運動と秋の交通安全市民の集い（つどい）の実施	参加人数	交通安全街頭指導未実施 集い未実施	交通安全街頭指導220人 集い未実施	交通安全街頭指導220人 集い未実施	交通安全街頭指導220人 集い未実施
		消費者団体講師派遣	消費者団体が主催する講習会への講師派遣	講演会への参加者数	68人	43人	0人	0人
		消費者講座	消費者の学習機会の提供のための消費者講座の開催	講座への参加者数	301人	298人	956人	956人
		消費者ルームまつり	消費者ルームの紹介と、市内の消費者に役立つ情報の発信	消費者ルームの参加人数	0人	0人	48人	48人
		消費生活展	市内の消費者に役立つ情報を提供し、消費者団体との情報交流を図る	消費生活展の参加者数	0人	0人	0人	0人
		起業相談・セミナー開催（☆）	東小金井事業創造センターを中心に、各関係団体と協力し、起業相談やセミナー開催支援に取り組む	特定創業支援等事業計画における創業相談件数	181件	188件	198件	198件
		環境フォーラム・環境講座等の開催	環境に対する意識啓発のための環境フォーラム、環境講座等の開催	環境フォーラム	中止	1回	3回（3会場で実施）	3回（3会場で実施）
		クリーン野川作戦	野川清掃活動等の実施を通じた、野川流域の環境保全と啓発	クリーン野川作戦	中止	中止	1回	1回
		野川地区自然再生協議会	生物の生息環境整備を主体とした整備	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	開催	開催	開催	開催
		ごみ処理施設見学会	都内の可燃ごみ処理施設等を見学し、ごみ処理の理解を深める	参加人数	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
		産業祭り（農業祭）	都市における農業の役割の理解等を目的に、市内で生産された農産物の品評会や即売会の実施	農産物の品評会展出数	—	—	831点	831点
		一日生活教室	地元野菜を使った料理教室の開催	一日生活教室参加者数	0人	0人	0人	0人
		市民農園	市民を対象として、区画で野菜等を栽培することを通じて農業への親しみを育む	利用区画数	164区画	191区画	241区画	241区画
		社会を明るくする運動（☆）	犯罪や非行のない社会作りのための推進活動や、啓発イベントにおける中学生ボランティア活動	標語の募集	34件	27件	33件	33件
		消費生活相談（☆）	消費者トラブルの被害救済及び未然防止のための相談窓口の開設	消費生活相談件数	940件	751件	800件	800件
		市民まつり（☆）	地域の方々の演芸、伝統文化、商工業、多岐にわたる啓発活動など、地域の交流への貢献	—	—	—	—	—
		清里山荘自然体験等（☆）	自然環境の中で心身共に健全な育成を図ることを目的とした宿泊施設。自然体験教室、バスツアー等を実施	天体教室参加者数	14人（1回）	167人（6回）	104人（4回）	104人（4回）
	学校施設の開放（☆）	学校施設（会議室、体育館等）を開放し、社会教育のために活用	会議室等の施設開放利用状況（小金井市立学校開放用会議室等実施要綱）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	
	(4) 図書館における学びの推進	図書館資料の提供	図書館資料の貸出、閲覧	個人貸出総数	793,883冊	993,051冊	933,556冊	933,556冊
		団体貸出	学級文庫や地域団体等への図書館の貸出	団体貸出総数	12,015冊	19,137冊	22,468冊	22,468冊
		学校訪問（☆）	図書館職員が市立小学校を訪問し、小学1年生に図書館についての説明会を実施	参加人数	856人	1,150人	1,067人	1,067人
		講演会、読書会等（☆）	図書に興味を持ってもらうための講演会や、読書に親しむための動機付けとなる事業の開催	各館のイベント回数及び参加者数	47回/485人	54回/529人	64回/654人	64回/654人
		参考・地域・行政資料の充実（☆）	調査研究のための参考資料や地域資料、各課で作成された行政資料等を、閲覧・保存のために収集	参考資料や地域資料、行政資料等の収集数	28,753冊	29,184冊	29,445冊	29,445冊
		おはなし会（☆）	絵本や物語の世界に親しんでもらい、図書館へ来館する習慣づけとなるよう、おはなし会を定期的実施	おはなし会参加人数（乳幼児向け以外の各館のおはなし会）	12回/117人	62回/565人	109回/1,080人	109回/1,080人
		ハンディキャップサービス（☆）	録音図書や点字図書の作成、対面朗読サービス、宅配サービスの実施	録音図書や点字図書の作成数、対面朗読サービス実施数、宅配サービス実施数	作成：点訳4点、デジター4点 対面：3回 宅配：49回	作成：点訳3点、デジター5点 対面：4回 宅配：63回	作成：点訳3点、デジター6点 対面：2回 宅配：85回	作成：点訳3点、デジター6点 対面：2回 宅配：85回
		ボランティア育成支援（☆）	音訳及び点訳及びおはなしボランティアの育成のための講習会等を開催	音訳及び点訳等のボランティア育成講習会実施数及び参加者数	10回/延べ98人	—	6回/延57人	6回/延57人
		他自治体との相互利用（☆）	武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市との図書館施設の相互利用の実施	協定自治体数	4市	4市	5市	5市
大学図書館との連携（☆）		市民が利用できるよう東京農工大学図書館（小金井・府中）、東京経済大学図書館等と連携を行う	大学図書館との連携利用数	1件	1件	2件	2件	
図書館だよりの発行（☆）		図書館で実施しているイベントや活動について掲載した「図書館だよりの」発行	図書館だよりの発行数	6回	5回	6回	6回	

施策の方向性	施策の柱	主な施策	事業名	主な内容	評価する事業（指標）	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績
			広報活動（☆）	図書館の情報を広く周知するため、図書館からのお知らせやイベント情報等について、図書館だよりやHP、ツイッターから情報発信	図書館ホームページ更新数及びTwitter更新数	HP54回 /Twitter17回	HP112回 /Twitter112回	HP87回 /Twitter124回
			電子書籍サービス（☆）	電子書籍の貸出及び充実	電子書籍貸出総数	4,291冊	10,399冊	10,525冊
		（５） 公民館を活用する学びの推進	各種講座	生活課題、現代的な課題、人権、男女共同参画の課題などを学ぶための各種講座を開催（成人学校、市民アカデミー、市民講座、市民がつくる自主講座等）	市民アカデミー（講座回数）	8回	13回	15回
			成人大学講座	専門的な知識を学ぶための各種講座を開催	成人大学講座（講座回数）	6回	6回	6回
			野菜づくり講座	野菜の栽培を通しての体験学習及び参加者の交流	菜園教室（講座回数）	36回	40回	43回
			生活日本語教室（☆）	外国籍市民の日本語学習支援と国際交流を図る	生活日本語教室（受講者数）	中止	中止	431人
			国際交流イベント（☆）	他国の歴史や文化等を学び、体験を通じてその国を理解し、親睦を図る	国際交流イベント（講座回数）	4回	4回	4回
			音楽鑑賞のつどい	公民館における音楽鑑賞会の実施	音楽鑑賞のつどい（実施回数）	2回	2回	2回
			青年学級（みんなの会）（☆）	障がいのある方の自立のための学習活動と交流を図る学級の開催	青年学級（実施回数）	13回	11回	20回
			市民映画会	生きがいとふれあいのある文化創造の広場を目指した映画会の実施	市民映画会（実施回数）	4回	6回	6回
			利用団体のつどい（☆）	利用団体の活動発表の場（公民館各館によるまつりの実施）をつくり、団体と職員、団体同士の交流、親睦を図る	利用団体のつどい（来場者数）	中止	1589人	2597人
			こがねいパソコン相談室（☆）	市民の多様なニーズに合わせたパソコン相談	こがねいパソコン相談室（延べ利用者数）	333人	261人	409人
		月刊こうみんかんの発行（☆）	公民館で実施している講座や活動について掲載した「月刊こうみんかん」の発行	月刊こうみんかん（発行部数）	48,000部	48,000部	48,000部	
		（６） スポーツ・レクリエーション活動と健康づくりの推進	総合型地域スポーツクラブの支援	スポーツ振興、健康増進、文化芸術の振興、スポーツ・健康・文化の啓発を目的とした事業等の実施	総合型地域スポーツクラブ実施事業（委託事業を含む）参加者数	6,348人	12,504人	14,344人
			市民体育祭の実施	市内外スポーツ施設、大学施設等も利用した市民体育祭の開催	市民体育祭 実施種目数・参加者数	中止	15種目/4,764人	27種目/6,223人
			レクリエーション事業	小金井市スポーツフェスティバルを開催	小金井市スポーツフェスティバル参加者数	中止	1,057人	1,537人
			水泳マラソン	水泳マラソンの実施	水泳マラソン（指定管理者）新規登録者数	5人	3人	9人
			市代表選手の派遣	都民体育大会等に大会参加選手を派遣	都民体育大会・都民生涯スポーツ大会・都民スポレク大会・市町村総合体育大会 選手派遣数	62人	2人	271人
			スポーツ教室	各種の年齢層に向けた各種スポーツ教室等の実施	各種スポーツ教室委託事業（市民・シニア・選手派遣・スポフェスを除く）参加者数	1,370人	1,365人	1,603人
			スポーツ体験等のための施設開放（☆）	学校施設（体育館等）や民間施設を開放してもらい、市民のスポーツ体験・交流のための活動の実施	スポーツ開放校事業 参加者数 一中クラブハウス・一中テニスコート・南中テニスコート利用者数 総合学院テクノスカレッジ体育館参加者数	396人（19回） 2,455人 中止	1,337人（64回） 3,896人 中止	3,392人（145回） 8,254人 中止
スポーツ開放事業（☆）	有効的な事業実施の検討及びプール無料開放の実施		スポーツ開放校事業 参加者数 プール無料開放（指定管理者）参加者数	396人（19回） 1,564人	1,337人（64回） 774人	3,392人（145回） 1,849人		
健康づくりフォローアップ指導	メタボリックシンドローム予防教室、糖尿病予防教室、骨粗しょう症予防教室等の実施		健康作りフォロー指導	52人	64人	98人		
健康講演会	健康に関することをテーマとした講演会の開催		歯科 医科 5回実施	医科43人	医科56人	医科89人		
歯の健康	歯の検診や歯みがき講習等の行事の実施	歯の健診や歯みがき講習等の行事の実施	283人	257人	396人			
栄養集団指導	健康増進やテーマにあわせた栄養講義・調理実習等を実施	栄養講習会	実施回数3回 参加人数17人	実施回数6回 参加人数39人	実施回数6回 参加人数40人			
健康相談・保健相談（☆）	成人健康相談、栄養個別相談、乳幼児健康相談の実施	成人健康相談 栄養個別相談 乳幼児健康相談	成人12人 栄養27人 乳幼児613人	成人14人 栄養39人 乳幼児518人	成人18人 栄養18人 乳幼児720人			

施策の方向性	施策の柱	主な施策	事業名	主な内容	評価する事業（指標）	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績
		(7) 高齢者の多様な学習の支援	シニアスポーツフェスティバル	シニア層の健康増進のため、シニアスポーツフェスティバルを開催	シニアスポーツフェスティバル参加者数	中止	中止	818人
			高齢者いきいき活動（各種事業）	高齢者のいきいき、健康増進等のための講座の開催	※講座開催は好評だが、事業自体を定量的には評価できない。	【講座開催回数】 33回 【延べ参加人数】 373人	【講座開催回数】 48回 【延べ参加人数】 528人	【講座開催回数】 56回 【延べ参加人数】 757人
			高齢者農園	高齢者を対象として、区画で野菜等を栽培することを通じて農業への親しみを育む	※補助金であるため、定量的な評価はできない。	95区画	95区画	95区画
			高齢者学級	各公民館において、高齢者の学びと交流を進め時代に即した課題を選んだ講座を開催（生きがい広場、けやき学級、くりのみ学級、みどり・朴の樹学級、はなみずき学級）	高齢者学級（開催回数）	60回	74回	79回
			シルバー人材センターの支援（☆）	高齢者の就業機会の安定等を図るため、シルバー人材センターの事業費の補助を実施	※補助金であるため、定量的な評価はできない。	〔補助金交付額〕 42,145,000円	〔補助金交付額〕 51,446,000円	〔補助金交付額〕 54,141,000円
			悠友クラブ（老人クラブ）助成事業（☆）	会員のいきがい活動、ボランティア活動への支援として悠友クラブへの補助を実施	※補助金であるため、定量的な評価はできない。	<悠友クラブ> 〔補助金交付額〕 4,352,700円 〔返還額〕 △1,016,246円	<悠友クラブ> 〔補助金交付額〕 4,295,700円 〔返還額〕 △783,675円	<悠友クラブ> 〔補助金交付額〕 4,288,900円 〔返還額〕 △88,933円
						<悠友クラブ連合会> 〔補助金交付額〕 3,469,000円 〔返還額〕 △721,612円	<悠友クラブ連合会> 〔補助金交付額〕 3,510,000円 〔返還額〕 △666,572円	<悠友クラブ連合会> 〔補助金交付額〕 3,540,000円 〔返還額〕 △170,665円
1-3 共生社会における生涯学習の推進	(8) 障がい者の生涯学習と交流	心身に障がいのある児童・生徒の地域活動促進事業	土曜日に心身に障がいのある児童・生徒を対象としたスポーツ活動、文化活動等の実施	水泳教室等の実施回数	9回	9回	18回	
		障がい者（児）水泳教室	スポーツの楽しさを体感し、体力向上、交流促進のため、障がい者（児）水泳教室を開催	障害者（児）水泳教室参加者数	中止	中止	中止	
		青年学級（みんなの会）（☆）	障がいのある方の自立のための学習活動と交流を図る学級の開催	青年学級（延べ参加者数）	155人	173人	390人	
		ハンディキャップサービス（☆）	録音図書や点字図書の作成、対面朗読サービス、宅配サービスの実施	録音図書や点字図書の作成数、対面朗読サービス実施数、宅配サービス実施数	作成：点訳4点、デジタイズ4点 対面：3回 宅配：49回	作成：点訳3点、デジタイズ5点 対面：4回 宅配：63回	作成：点訳3点、デジタイズ6点 対面：2回 宅配：85回	
		声の広報（☆）	視覚障がいのある方を対象に、市報を音訳したCDまたはデジタイズCDを送付	年度末時点の送付総数	21人	19人	20人	
		男女平等教育推進	各校において、男女平等を意識して教育活動へ取り組む	—	—	—		
		男女共同参画シンポジウム	男女共同参画の意識啓発のため男女共同参画シンポジウムを開催	参加者数	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。	24人	
		国内研修事業参加助成	男女平等意識の高揚を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に係る会議等に参加する市民に参加費用の一部を補助	申請者数	0人	0人	0人	
		こがねいパレットの開催	男女共同参画の意識啓発のため、市民実行委員会による「こがねいパレット」の開催	参加者数	57人	29人	26人	
		小金井平和の日記念行事	3月10日の小金井平和の日に合わせて、平和意識の高揚を図るため記念行事を開催	小金井平和の日記念行事参加者数	オンライン開催（閲覧者数不明）	会場開催参加者47人（定員50人）	会場開催参加者78人（定員100人）	
	(9) 暮らしやすい環境づくりのための学習	国際交流事業	市内の国際交流団体との連絡会や日本語スピーチコンテスト等を行う	国際交流事業参加者数	39人	30人	39人	
		生活日本語教室（☆）	外国籍市民の日本語学習支援と国際交流を図る	生活日本語教室（延べ参加者数）	中止	中止	431人	
		国際交流イベント（☆）	他国の歴史や文化等を学び、体験を通じてその国を理解し、親睦を図る	国際交流イベント（取り上げた国の数）	1か国	2か国	1か国	
		女性総合相談事業（☆）	様々な悩みや問題を抱えている相談者に対して、カウンセラーに相談できる場を提供し、必要に応じた情報提供を行う	延べ相談件数	135件	108件	142件	
		男女共同参画情報誌の発行（☆）	男女共同参画に関する情報を掲載した「かたらい」の発行	発行部数	5,200部	5,200部	4,480部	

施策の方向性	施策の柱	主な施策	事業名	主な内容	評価する事業（指標）	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
施策の方向性	2-1の推4進	「新しい日常、新しい生活様式」を踏まえた学びの推進	電子書籍サービス（☆）	電子書籍の貸出及び充実	電子書籍貸出総数	4,291冊	10,399冊	10,525冊	
			ICTを活用した公民館主催事業の実施（☆）	ICTを活用し、公民館主催事業等の学習機会の多様化を進める	オンライン併用講座（講座回数）	0回	1回	5回	
			こがねいパソコン相談室（☆）	市民の多様なニーズに合わせたパソコン相談	こがねいパソコン相談室（延べ利用者数）	333人	261人	409人	
			広報活動（☆）	広く図書館の情報を周知するため、図書館からのお知らせやイベント情報等について、図書館だよりやHP、ツイッターから情報発信	図書館ホームページ更新数及びTwitter更新数	HP54回 / Twitter17回	HP112回 / Twitter112回	HP87回 / Twitter124回	
			市ホームページ・SNS（☆）	広く市の情報を周知するため、市からのお知らせやイベント情報、市政情報等について掲載	アンケート（市長への手紙）による、市報やホームページなどで必要な行政情報が入手できていると感じる市民の割合	—	61.50%	58.70%	
			公共施設予約など市民利用端末の整備（☆）	オンラインによる公共施設予約システムの利用により、対面申請のリスクを減らし、自宅等で予約できる環境を整備	—	—	—	—	
			消費者講座（WEB講座）	消費者の学習機会の提供のための消費者講座を、オンラインを活用したWEB講座で開催	消費者講座への参加人数	0人	0人	31回（アーカイブ配信）	
消費者スクール（WEB講座）	消費者教育を行うため、市内小中学校で消費者スクールを、オンラインを活用したWEB講座で開催	消費者スクール参加人数	30人（ライブ配信）11回（動画配信）	401回（動画配信）	557人（ライブ配信）144回（動画配信）				
2 地域と共につくる生涯学習	2-1 学校・地域が連携した生涯学習活動の推進	(1-1) 地域と学校の連携による活動	地域学校協働活動	放課後の活動や安全確保、授業補助や課外活動の支援等を地域住民等の参画を得て推進するとともに、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る	地域未来塾参加児童数	390人	922人	2,584人	
			コミュニティ・スクール	学校運営協議会が中心となって、教育活動における学校・家庭・地域相互の連携・協力の推進を図り、「社会に開かれた教育課程」を実現していきます。	—	—	—		
			子どもを見守る家（カンガルーのポケット）	地域で子どもを守るための「子どもを見守る家（カンガルーのポケット）」の募集等を行う	—	—	—		
			学校における地域人材活用	学校運営協議会、地域学校協働活動本部とともに学校の教育活動の充実や地域ぐるみで子どもを育てていく環境を構築	—	—	—		
			学校ボランティア（☆）	教育活動の充実のため、学習指導補助等の学校ボランティアを派遣	—	—	—		
			スポーツ体験等のための学校施設等の開放（☆）	学校施設（体育館等）や民間施設を開放してもらい、市民のスポーツ体験・交流のための活動の実施	スポーツ開放校事業 参加者数 一中クラブハウス・一中テニスコート・南中テニスコート利用者数 総合学院テクノスカレッジ体育館参加者数	396人 2,455人 中止	1,337人 3,896人 中止	3,392人(145回) 8,254人 中止	
	2-2 学びの継続と成果の活用の推進	(1-2) 子ども教室放課後	を(1-2)する学習成果の発表・自主的な学びや学び	放課後子ども教室	地域におけるすべての子どもに向けた放課後の安全・安心な居場所作りのための事業を行う	放課後子ども教室の開催回数	281回	623回	1,268回
				ボランティアセミナーの開催（☆）	小金井市、小平市、国分寺市及び東京学芸大学との連携による放課後子ども教室等で活動するためのボランティア講座の開催	講座受講者数	延べ640人	延べ923人	延べ491人
				まなびあい出前講座	生涯学習の支援のため、市民に向けた行政の制度や事業の内容等の出前講座を開催	出前講座実施件数、受講人数	7件/113名	11件/303名	14件/329名
				こがねい市民講師登録	生涯学習に関係する講師ができる人材の登録と案内	講師の登録人数	7人	7人	7人
				地域課題解決型学習の推進	公民館で得た学びの成果を地域課題解決に向けた取組へつなげるための支援の実施	市民講座（講座回数）	42回	52回	61回
				利用団体のつどい（☆）	利用団体の活動発表の場（公民館各館によるまつりの実施）をつくり、団体と職員、団体同士の交流、親睦を図る	利用団体のつどい（来場者数）	中止	1,589人	2,597人
市民まつり（☆）	地域の方々の演芸、伝統文化、商工業、多岐にわたる啓発活動など、地域の交流への貢献	—	—	—					
参考・地域・行政資料の充実（☆）	調査研究のための資料や地域資料、各課で作成された行政資料等を、閲覧・保存のために収集	—	—	—					
情報公開コーナー（☆）	各課で作成された行政資料等を、閲覧や貸出用として情報公開コーナーに設置	—	—	—					

施策の方向性	施策の柱	主な施策	事業名	主な内容	評価する事業（指標）	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績		
2-3 地域団体や学校との連携による学びの推進	(14) 社会教育関係団体・スポーツ団体等との連携・支援の充実		社会教育団体等への後援の実施	教育、学術、文化の向上普及のため、小金井市教育委員会の後援による実施	後援の実施数（3課合計）	102件	122件	181件		
			社会教育団体への補助金の交付	社会教育団体への補助を行い社会教育の推進を図る	交付実施件数、金額	1件 20,000円 （申請承認件数は2件）	2件 60,000円 （申請承認件数は3件）	2件50,000円交付		
			P T A連合会、スカウト協議会への補助金	各団体の活動を支援するため、補助金を交付	補助金額	PTA150,000円 スカウト協議会33,250円	PTA150,000円 スカウト協議会31,500円	PTA150,000円 スカウト協議会31,500円		
			スポーツ関係団体への補助金の交付	スポーツ振興を図るため、スポーツ関係団体の運営費・事業費の補助を実施	—	—	—	—		
			消費者団体補助	自主的な学習及び消費者のための情報の発信の支援に繋げるため、消費者団体に補助を実施	消費者団体の事業への補助額	205,285円	220,074円	218,401円		
			観光まちおこし協会への補助	小金井市観光まちおこし協会が市内における魅力ある各種イベントを実施するための支援・補助を行う	観光まちおこし協会への補助額	26,011,114円	22,090,727円	22,641,167円		
			阿波おどり振興協議会への補助	小金井阿波おどり大会を開催するための支援・補助を行う	小金井阿波おどり大会を開催するための支援・補助を行う	500,000円	500,000円	500,000円		
			福祉団体補助事業	市内の福祉団体の自主活動の活性化と団体運営の充実を図るため、当該団体の運営費等の補助を実施	補助団体数、補助金総額	補助団体数：8 団体 補助金総額：437,873円	補助団体数：8 団体 補助金総額：463,821円	補助団体数：8 団体 補助金総額：611,513円		
			シルバー人材センターの支援（☆）	高齢者の就業機会の安定等を図るため、シルバー人材センターの事業費の補助を実施	※補助金であるため、定量的な評価はできない。	〔補助金交付額〕 42,145,000円	〔補助金交付額〕 51,446,000円	〔補助金交付額〕 54,141,000円		
			悠友クラブ（老人クラブ）助成事業（☆）	会員のいきがい活動、ボランティア活動への支援として悠友クラブへの補助を実施	※補助金であるため、定量的な評価はできない。	<悠友クラブ> 〔補助金交付額〕 4,352,700円 〔返還額〕 △1,016,246円 <悠友クラブ連合会> 〔補助金交付額〕 3,469,000円 〔返還額〕 △721,612円	<悠友クラブ> 〔補助金交付額〕 4,295,700円 〔返還額〕 △783,675円 <悠友クラブ連合会> 〔補助金交付額〕 3,510,000円 〔返還額〕 △666,572円	<悠友クラブ> 〔補助金交付額〕 4,288,900円 〔返還額〕 △88,933円 <悠友クラブ連合会> 〔補助金交付額〕 3,540,000円 〔返還額〕 △170,665円		
			文化団体への支援（☆）	地域文化の発展のため、文化団体（文化協会、新能、市民文化祭実行委員会）への支援を実施	—	—	—	—		
			(15) 大学・N P O 法人等との連携		小金井N P O 法人連絡会	市内のN P O 法人で構成されるN P O 法人連絡会に参加し、連携強化を図る	—	—	—	—
					東京学芸大学との連携協力の推進	東京学芸大学との協定を継続し、相互に教育活動の充実を図る	—	—	—	
					大学との連携による研修事業の推進	現場体験型インターンシップ*（大学生の受け入れ）	受け入れ人数	0人	0人	1人
	小金井市市民協働支援センター準備室	市民協働・市民活動に関する相談や市民活動団体リストの管理を行う			市民協働支援センター準備室の相談件数	201件	191件	171件		
	こがねい市民活動まつり	小金井N P O 法人連絡会、小金井市市民協働支援センター準備室、小金井ボランティア・市民活動センターとの共催で活動紹介や講演会等を実施			こがねい市民活動まつり参加者数	300人	300人	—		
	N P O 派遣研修	市職員をN P O 法人に派遣し、日頃の活動を体験・見聞する研修を実施			—	—	—	—		
	学校ボランティア（☆）	教育活動の充実のため、学習指導補助等の学校ボランティアを派遣	—	—	—	—				

施策の方向性	施策の柱	主な施策	事業名	主な内容	評価する事業（指標）	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績
2-4 郷土の歴史や芸術・文化に親しむ機会の充実	(16) 郷土資源を活用した情報発信及び郷土や文化に親しむ機会の提供	郷土資源を活用した情報発信及び郷土や文化に親しむ機会の提供	市史編さん	市史編さん事業で調査・研究してきた成果を学校教育や生涯学習に役立てるとともに、市民の郷土に対する理解と愛情を深める	市史編さん事業（刊行物冊数）	1冊	2冊	2冊
			史跡めぐり	郷土に親しみを持ってもらうための、史跡めぐりの実施	史跡めぐり（参加者数）	0人	7人	16人
			郷土芸能保存の公開謝礼	文化財に指定されている貫井囃子・小金井囃子、関野町餅つきへの補助により、次世代への文化継承を行う	文化財の管理公開（謝礼支払件数）	11件	12件	11件
			はげの森美術館事業	所蔵作品展、企画展を開催。それに関連して、講演会、ワークショップなど教育普及事業等を展開	はげの森美術館入館者数	2,423人	2,655人	4,278人
			芸術文化講座の開催	江戸文化体験事業、芸術文化振興計画推進事業等を開催	—	—	—	
			市民交流センター事業	文化芸術に関する公演、講座、館外活動等の企画及び実施とそのための施設の提供	貸館利用数	3,427回	4,519回	5,262回
			文化団体への支援（☆）	地域文化の発展のため、文化団体（文化協会、薪能、市民文化祭実行委員会）への支援を実施	—	—	—	
			文化財センター（☆）	常設展示コーナーをはじめ、郷土の歴史や文化財に関連する市民団体利用のために、文化財センター学習室の開放を実施	文化財センター利用者数（個人・団体）	2,333人	3,346人	3,712人
			まちかど歴史ミュージアムの設置（☆）	地域固有の文化財や遺跡を活用し、歴史を学べる展示施設をまちなかに設置	まちかど歴史ミュージアム設置（設置状況）	設置	継続	継続
			新春たこあげ大会（☆）	日本の伝統的な遊びであるたこあげの伝承を、子ども同士・家族の交流等を目的として実施	参加人数	0人	340人	346人
3 生涯学習のネットワークづくり	3-1 支援者の人材育成とコーディネート機能の充実	(17) 地域人材の活用と支援者・リーダーの育成の促進	青少年のための科学の祭典のボランティア活動	科学の祭典東京大会 in 小金井における中学生ボランティア活動	中学生ボランティア参加人数	0人	0人	0人
			健康ウォーキングフェスタ小金井	中学生、市民等のボランティア活動	—	中止	中止	—
			スポーツ推進委員研修会	スポーツ推進委員の資質向上のため、東京都や市主催の研修会に参加	各種スポーツ推進委員研修会参加人数	66人	44人	78人
			薬物乱用防止啓発活動	市民まつりにおける薬物乱用防止啓発活動のための中学生ボランティア活動	市民まつりにおける薬物乱用防止啓発活動	コロナウィルス感染拡大防止対策のため中止	コロナウィルス感染拡大防止対策のため中止	コロナウィルス感染拡大防止対策のため中止
			食育行事運営のボランティア活動	食育の普及啓発活動の一環として実施する食育行事の市民ボランティア活動	食育ホームページ編集委員会（編集会議）	9回	随時（ウェブ会議を含むため）	随時（ウェブ会議を含むため）
			手話講習会等	心身に障がいのある方の理解教育のための手話講習会、絵画講習等の実施	講座受講者数	815人	763人	1,788人
			青少年健全育成地区委員研修会	青少年健全育成地区委員会の活動の推進及び相互の情報交換のための研修会を実施	研修会参加人数	0人	0人	32人
			YAサポーター	小学校高学年から25歳くらいまでの若者が公民館で実施する講座の企画段階から参画し、若者自身の問題意識等に基づく主体的な学びを行う。若年のうちから公民館に親しむことにより、学びが循環する地域づくりにつなげる	YAサポーター（登録人数）	9人	6人	10人
			ボランティアセミナーの開催（☆）	小金井市、小平市、国分寺市及び東京学芸大学との連携による放課後子ども教室等で活動するためのボランティア講座の開催	講座受講者数	延べ640人	延べ923人	延べ491人
			社会を明るくする運動（☆）	犯罪や非行のない社会作りのための推進活動や、啓発イベントにおける中学生ボランティア活動	標語の募集	34件	27件	33件
			ボランティア育成支援（☆）	音訳及び点訳及びおはなしボランティアの育成のための講習会等を開催	音訳及び点訳等のボランティア育成講習会実施数及び参加者数	10回/延べ98人	—	6回/延べ57人
			推市（18） 進外との広域連携の	友好都市関連事業	友好都市である三宅村と交流を行う市民団体への補助や三宅村訪問団招待事業等の実施	—	—	—
				他自治体との相互利用（☆）	武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市との図書館施設の相互利用の実施	協定自治体数	4市	4市
大学図書館との連携（☆）	市民が利用できるよう東京農工大学図書館（小金井・府中）、東京経済大学図書館等と連携を行う	大学図書館との連携利用数		1件	1件	2件		

施策の方向性	施策の柱	主な施策	事業名	主な内容	評価する事業（指標）	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	
3-2 社会教育施設等の活用の推進	(19) 社会教育施設等の活用の継続		スポーツ・レクリエーション施設	総合体育館、栗山公園健康運動センターの管理	小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター年間利用者数	153,277人	216,610人	272,378人	
			集会施設	市民文化の向上と福祉の増進のため、16の集会施設において、貸館事業を実施	貸館時間数	28,909時間	35,773時間	39,093時間	
			文化施設	はげの森美術館、市民交流センターの管理	—	—	—		
			公共施設予約など市民利用端末の整備（☆）	オンラインによる公共施設予約システムの利用により、対面申請のリスクを減らし、自宅等で予約できる環境を整備	—	—	—		
			図書館	図書館施設・設備の整備	施設及び設備の整備に関する内容のため、定量評価は行えない	—	—	—	
			公民館	若者コーナーをはじめ、公民館における若者の居場所を設け、アウトリーチ型公民館の実現に向け、施設設備の整備を図る	開館日数	1,382日	1,554日	1,667日	
			文化財センター（☆）	常設展示コーナーをはじめ、郷土の歴史や文化財に関連する市民団体利用のために、文化財センター学習室の開放を実施	文化財センター利用者数（個人・団体）	2,333人	3,346人	3,712人	
			まちかど歴史ミュージアム（☆）	地域固有の文化財や遺跡を活用し、歴史を学べる展示施設をまちなかに設置	まちかど歴史ミュージアム設置（設置状況）	設置	継続	継続	
			学校施設の開放（☆）	学校施設（会議室、体育館等）を開放し、社会教育のために活用	会議室等の施設開放利用状況（小金井市立学校開放用会議室等実施要綱）	実績なし	実績なし	実績なし	
	備センター（20） 生涯学習の整備		生涯学習情報コーナー（ホームページ）（☆）	市ホームページに生涯学習情報コーナーを設け、生涯学習情報を発信	ホームページ掲載数	101回	129回	146回	
			生涯学習情報コーナーの設置（☆）	生涯学習に関連する団体等からのチラシ・パンフレット類の展示コーナーへの設置	パンフレット等設置件数	未集計	未集計	88件	
			公共施設予約など市民利用端末の整備（☆）	オンラインによる公共施設予約システムの利用により、対面申請のリスクを減らし、自宅等で予約できる環境を整備	—	—	—		
	3-3 情報発信・相談体制の充実	(21) 情報発信場所・発信方法の充実		生涯学習情報コーナー（ホームページ）（☆）	市ホームページに生涯学習情報コーナーを設け、生涯学習情報を発信	ホームページ掲載数	101回	129回	146回
				文化財関係書籍等の頒布	「小金井市の歴史散歩」、「小金井市史」等の小金井市の歴史や文化について学習するための書籍等の頒布	文化財関係書籍頒布数	297冊	517冊	433冊
				市報こがねい	市からのお知らせやまちの話題等を掲載している「市報こがねい」を、毎月2回発行し、全世帯に配布	アンケート（市長への手紙）による、市報やホームページなどで必要な行政情報が入手できていると感じる市民の割合	—	61.50%	58.70%
				わたしの便利帳	市の業務、施策の利用案内等を掲載した「わたしの便利帳」の発行と転入者等への配布	アンケート（市長への手紙）による、市報やホームページなどで必要な行政情報が入手できていると感じる市民の割合	—	61.50%	58.70%
				男女共同参画情報誌の発行（☆）	男女共同参画に関する情報を掲載した「かたらい」の発行	発行部数	5,200部	5,200部	4,480部
				生涯学習情報コーナーの設置（☆）	生涯学習に関連する団体等からのチラシ・パンフレット類の展示コーナーへの設置	パンフレット等設置件数	未集計	未集計	88件
				ICTを活用した公民館主催事業の実施（☆）	ICTを活用し、公民館主催事業等の学習機会の多様化を進める	オンライン併用講座（講座回数）	0回	1回	5回
声の広報（☆）				視覚障がいのある方を対象に、市報を音訳したCDまたはデジCDを送付	年度末時点の送付総数	21件	19件	20件	
市ホームページ・SNS（☆）				広く市の情報を周知するため、市からのお知らせやイベント情報、市政情報等について掲載	アンケート（市長への手紙）による、市報やホームページなどで必要な行政情報が入手できていると感じる市民の割合	—	61.50%	58.70%	
情報公開コーナー（☆）				各課で作成された行政資料等を、閲覧や貸出用として情報公開コーナーに設置	—	—	—		
月刊こうみんかんの発行（☆）				公民館で実施している講座や活動について掲載した「月刊こうみんかん」の発行	月刊こうみんかん（発行部数）	48,000部	48,000部	48,000部	
図書館だよりの発行（☆）				図書館で実施しているイベントや活動について掲載した「図書館だよりの発行」	図書館だよりの発行数	6回	5回	6回	
子育て情報の提供（☆）		市報、ホームページ、子育てに関する総合冊子を活用するほか、民間の子育て支援サイト「のびのびー！」と連携し、子育て情報を提供	—	—	—				
(22) 相談体制の充実			サークル案内等	社会教育関係団体の情報を集約し、ホームページへの掲載等による周知の実施	社会教育関係団体登録件数	106団体	97団体	103団体	
			女性総合相談事業（☆）	様々な悩みや問題を抱えている相談者に対して、カウンセラーに相談できる場を提供し、必要に応じた情報提供を行う	延べ相談件数	135件	108件	142部	
			子ども家庭支援センター（☆）	子どもに関する相談窓口の設置。子育てひろばにおける親子に向けた居場所の提供と事業を実施	①総合相談事業 ②親子あそびひろば事業	①延べ相談件数：4,414件 ②利用者数：10,133人	①延べ相談件数：5,429件 ②利用者数：14,441人	①延べ相談件数：5,452件 ②利用者数：14,133人	
			消費生活相談（☆）	消費者トラブルの被害救済及び未然防止のための相談窓口の開設	消費生活相談件数	940件	751件	800件	

施策の方向性	施策の柱	主な施策	事業名	主な内容	評価する事業（指標）	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績
			健康相談・保健相談（☆）	成人健康相談、栄養個別相談、乳幼児健康相談の実施	成人健康相談、栄養個別相談、乳幼児健康相談事業	成人健康相談6回/12人 栄養個別相談12回/15人 乳幼児健康相談44回/613人	成人健康相談6回/14人 栄養個別相談10回/22人 乳幼児健康相談29回/518人	成人健康相談6回/18人 栄養個別相談9回/22人 乳幼児健康相談64回/720人
			起業相談・セミナー開催（☆）	東小金井事業創造センターを中心に、各関係団体と協力し、起業相談やセミナー開催支援に取り組む	特定創業支援等事業計画における創業相談件数	181件	188件	198件
			子どもオンブズパーソン	子どもの権利を守るため、（仮称）子どもオンブズパーソンの設置	—	—	—	—

※（☆）は再掲のある事業です。

※ 定量的に比較できるものがない事業の指標と実績は「—」と表記しています。

(R6.5.24 修正) 令和6年度社会教育委員の会議等日程

1 社会教育委員の会議

月 日	曜 日	内 容	時 間	場 所
4/19	金	第1回社会教育委員の会議	10時～	801 会議室
5/24	金	第2回社会教育委員の会議	10時～	801 会議室
7/5	金	第3回社会教育委員の会議 (管外視察研修)	終日	小金井市立清里山荘
8/23	金	第4回社会教育委員の会議	10時～	801 会議室
10/18	金	第5回社会教育委員の会議	10時～	801 会議室
11/22	金	第6回社会教育委員の会議	10時～	801 会議室
1/17	金	第7回社会教育委員の会議	10時～	801 会議室
3/14	金	第8回社会教育委員の会議	10時～	801 会議室

※第6・7・8回のいずれかの会議は、三（四）者合同会議（担当：公民館）となります。

2 都市社連協関係の会議日程

月 日	曜 日	内 容	時 間	場 所
4/20	土	都市社連協定期総会	未定	文化会館たづくり くすのきホール（調布市）
10/24（木）～ 25（金）		関東甲信越静社会教育研究大会 茨城大会 <希望者2名参加>	未定	茨城県水戸市民会館 （水戸市）
11/16	土	都市者連協第5ブロック研修会 <ブロック幹事市：府中市>	午後	ルミエール府中（府中市）
12/14	土	都市社連協交流大会・全体研修会	未定	未定（町田市）

※令和6年度は東京都市町村社会教育委員連絡協議会の副会長市、令和7年度は会長市

3 その他（社会教育委員へ来賓出席依頼あり・いずれも宮地楽器ホール）

令和6年12月8日（日）「名勝小金井（サクラ）名勝指定100周年記念式典」

令和7年1月13日（月・祝）「二十歳を祝う会」